



ストップ・ザ・無縁社会
全県キャンペーン

～「無縁社会」から「支え合い社会」へ～

見守り観が変わる

一歩すすむ！

見守り活動 サポートブック

本人らしい暮らしを
支えるすべての
福祉専門職へ

見守り支援の
方法を
知りたい人へ

福祉専門職、
民生児童委員の
研修テキストに！

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会
小地域福祉活動実践研究会

■ はじめに

近年、「無縁社会」という言葉に代表されるように、家族・地域におけるつながりと支え合い機能が低下し、孤立する人々が増えています。これはもはや都市部だけの問題ではなく、農村・漁村や山間地を含めた全国的な問題です。

兵庫県社協では、これらの問題を直視し、地域社会のありようを考えるために、県内市町社会福祉協議会や社会福祉施設、福祉事業者、NPOなどのボランティア団体、福祉以外の分野の関係機関、企業など幅広い組織・団体とともに、今年度から「ストップ・ザ・無縁社会」全県キャンペーンを展開しています。

このキャンペーンの趣旨を、県域のみならず、それぞれの地域で広め、孤立を生まない福祉コミュニティづくりをすすめることを目指した取り組みの一環として、本会では「小地域福祉活動実践研究会(以下「研究会」)」を設置し、特に各地で取り組まれている「見守り」の推進策を探ることとしました。

研究会では、住民の自発性を基盤に、日常的・継続的に取り組める見守りの考え方や、それを支える行政や福祉専門職の支援方法を具体的に検討しました。「孤立死」防止を含めた見守り活動は各地ですすすめられていますが、これらの活動はまさに公民協働・地域ぐるみで取り組んでいくべき課題といえます。

この公民協働・地域ぐるみの見守り推進策について、研究会委員をはじめとする関係者との度重なる議論と共同作業を経て、実践的な見地から研究成果をまとめることができた点について、関係者の皆さまに感謝を申し上げますとともに、この成果をもとに県内の地域福祉活動がより一層、推進されることを願ってやみません。

最後に、本研究会の座長としてご指導いただき、報告書の作成にあたってご助言いただきました神戸学院大学の藤井博志教授に厚く御礼申し上げます。

平成25年3月

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会

CONTENTS

読む前に 本人らしい生活を支えるあなたのかかわりチェック …… 4

第1章

見守りのワナ

- 1 見張り？見守り？～見守りのワナを考える～ …… 6
- 2 決めつけないで！見守り対象 …… 7
- 3 孤立のない地域へ！お互いさまのまちづくり …… 8
- 簡単！あなたの地域の見守り度チェックシート …… 10

第2章

これが福祉専門職と行政の役割

- 1 正しい福祉専門職の見守り方 …… 12
- 2 地域の見守り力を上げる行政5つの条件 …… 14

第3章

はじめよう！住民の見守り支援

- 発見！住民の見守り、つながり・支え合い ……20
- 1 住民の見守りを支援するとは ……22
- 2 住民の見守りエリアとは ……23

ホップ 見守り活動の基盤づくり

- 方法1 交流・居場所づくりを広げよう ……24
- 方法2 見守りをみんなの活動にする地域の組織を支えよう ……27
- 方法3 気づきの地域福祉学習をしかけよう ……28

ステップ 見守りが必要な人の発見の方法

- 方法4 福祉マップ・台帳づくりのススメ ……30
- 方法5 身近な相談・情報窓口づくりのススメ ……36
- 方法6 事業者との協働のススメ ……38

ジャンプ 見守り情報の共有・話し合いの方法

方法7 解決のヒントをみんなで探そう
「地域見守り会議」のススメ

.....39

第4章

ニーズの受け皿づくり
～地域ケアシステムをつくる～

- 1 早分かり地域ケアシステム44
- 2 住民と「顔合わせ」「心合わせ」「力合わせ」のために46

参考

- 1 見守り活動よくある質問Q&A
- 2 考えただけで楽しくなる！
ふれあいサロン運営のためのチェックポイント21
- 3-1 住民学習ワークシート「ほっとけない！地域づくりを考える集い」演習シート(三木市社協)
- 3-2 住民学習用ワークシート「見守りネットワーク活動パワーアップシート」(滋賀県高島市社協)
- 4 福祉・防災マップ登録・更新マニュアル関連資料(香美町社協)
- 5-1 住民向け見守りチェックリスト(宝塚市社協)
- 5-2 住民向け見守りチェックリスト(島根県松江市社協)
- 5-3 緊急時の対応フロー図(大阪府堺市)
- 6 「小地域福祉活動実践研究会」座談会 住民と協働する福祉専門職の流儀はコレだ！

各章に演習問題を盛り込んでいます！演習の事例は、実際にあったことを元に編集して作成しました。特に、民生児童委員と福祉専門職の合同研修での活用がオススメ。
さあ、見守り支援のヒントを一緒にみつけよう。





本人らしい生活を支える あなたのかかわりチェック

福祉専門職による地域生活支援とは、「なじみの関係性の中で、本人らしい生活を支えること」です。これには、地域住民との協働が不可欠です。

さあ、本人らしい生活を支える上でのあなたの地域住民とのかかわり度をチェックしてみましょう。

本人らしい生活を支える あなたのかかわりチェック

- チェック 1** 本人(要援護者)の隣近所からの情報を収集していますか？
- チェック 2** お友達、行きつけのお店・・・本人が信頼している人や、なじみの場所を知っていますか？
- チェック 3** 本人を気にかける民生児童委員や住民と連絡を取り合っていますか？
- チェック 4** 民生児童委員や住民から本人の情報が入ってきますか？
- チェック 5** 「専門サービスでできないからインフォーマルサポートを活用しよう」と思っていないですか？



- 5個**・・・地域住民と協働で本人らしい生活を支える視点がありますね。
- 3～4個**・・・あと一歩！本人を含めた地域住民の支え合いの力を発見しましょう。
- 0～2個**・・・本人のなじみの関係を発見することから始めましょう。

本人らしい生活を支える 福祉専門職の3つの流儀

流儀

1

本人の『生活の流れ』『生きる力の源』を知ろう! (チェック1、2解説)

仲の良い友人、気のあう近所の人、行きつけのお店。
こんな資源こそ私たちの「元気の素」! 本人らしく生活するための資源は、家族や専門職、サービスだけではありません。本人の生活をよく観察し、「元気の素」を見つけましょう。

流儀

2

本人を気にかけている地域住民を知ろう (チェック3、4解説)

福祉専門職の見守りは、「安否確認」、「危機介入」、「サービスを通じた観察と状況把握(モニタリング)」が主な役割です。

でも、地域住民は「日常のお付き合いの延長上での変化の気づき」と「柔軟なちょっとした支え」が得意です。

お互いの特性を踏まえて連携・協働するからこそ、その人らしい生活が支えられます。本人らしい生活を支えるための地域のパートナーが何人いますか。

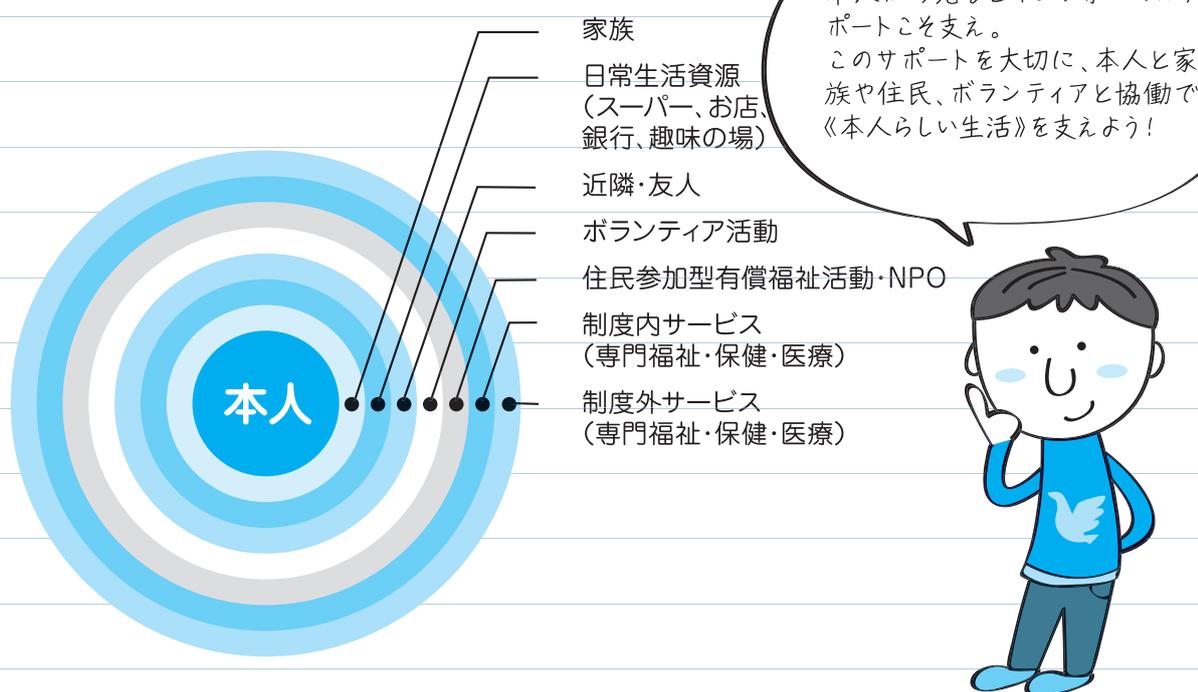
流儀

3

地域住民を巻き込むのではなく、巻き込まれよう (チェック5解説)

「本人を支えている住民」を支えるのも福祉専門職の役割です。
専門職の描くプランに地域の人を「巻き込む」のではなく、まずはインフォーマルなサポート力を見ることから。

そして、地域住民が発見した課題に専門職が「巻き込まれる」(=入っていく)ようにしましょう。住民を「巻き込む」のではなく住民に「巻き込まれる」、「活用する」のではなく「協働する」ことが福祉専門職の流儀です。





第

1

章

見守りのワナ

見守りは、「見張り」でも「監視」でも、単なる「安否確認」でもありません。お互いのつながりをつくり、ちょっとした困りごとがあっても支え合う力が備わるような見守りをすすめましょう。

この章では、そのための考え方を解説します。

1 見張り？見守り？～見守りのワナを考える～

演習1

次の事例の女性の立場に立って、「見張り」と「見守り」の違いを考えてみましょう。

私はひとり暮らしをしています。「見守り登録」を勧められて登録しました。すると、急にいろんなひとから「大丈夫ですか」と電話がかかるようになり、特に台風になると5回も6回も電話がかかります。はじめは嬉しかったけど、「私、他の人に迷惑かけているのかも」と思うようになってきて。

家にいないと「家にいるようにしてね」ときつい言葉で言われたり。私は普段のつきあいがしたかっただけなんだけど。大雨の時の電話が怖くて、怖くて…。

(88歳:女性)

陥りやすい見守りのワナ。

「孤立死防止」に走るあまり、相手との信頼関係を無視して、見守りが「見張り」や「監視」になってしまうのが見守りのワナです。

住民の見守りは、お互いを気遣い合い、相手に関心を寄せること。この意味では見守り“合い”といえるでしょう。これに対して、福祉専門職の見守りは安否確認が中心ですが、いずれにしてもお互いの信頼関係が基盤になることはいうまでもありません。

福祉専門職と住民の見守りの違い

	福祉専門職	住 民
対 象	援助対象者。限定される	気になる人すべて。限定されない。
主な役割	①安否確認 ②危機介入 ③観察と状況把握(モニタリング)	①日常生活での異変や変化の気づき・発見 ②安否確認
特 徴	● 職業としての援助 ● 本人からの申請・依頼による援助が多い ● 援助方法が固定化しやすい	● 気になるから・共感するから見守る ● 日常の自然なかかわりとして行う ● 柔軟な対応が得意

2 決めつけないで！見守り対象

演習2

次の事例から、見守りの必要な人がどんな人・世帯か考えてみましょう。

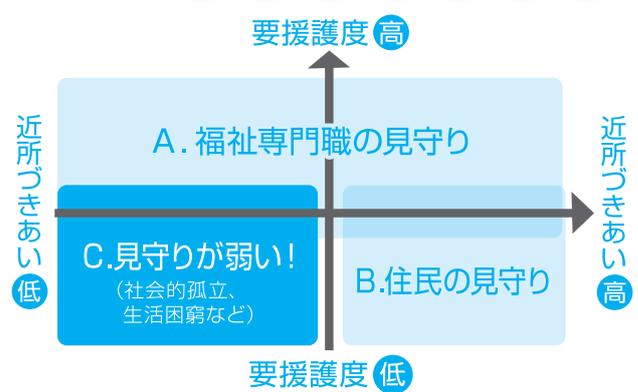
兵庫県A市で、親子2人暮らしの世帯の母親が亡くなって2か月間、誰にも気づかれないという出来事がありました。担当の民生児童委員は、「ご本人が亡くなられた後、引きこもりがちな息子さんの行動の異変やゴミ出しの回数の減少に気づいた住民もいましたが、息子さんとの同居であるという安心感もあって、残念ながら発見が遅れました」と肩を落とします。

地域によっては、住民から「うちの地域はみんな顔なじみで今さら見守りなんて必要ない」という声も聞こえてきそうです。でも、A市の事例は、いまどこで起こっても不思議ではありません。

見守りが必要なのは、高齢・障害者世帯などいわゆる要援護者だけではありません。むしろ制度の対象にならない人の見守りが課題になっています。

福祉専門職として、A市のような状況をカバーする見守りの手立てをつくるのが課題です。この課題を乗り越える上でカギになるのは、“ご近所力”、そして、福祉専門職と住民の連携です。A市の事例でも、住民は息子さんの異変に「気づいて」いました。声にならない声、ちょっとした変化を拾えるのが“ご近所力”です。

見守り支援が必要な人は？



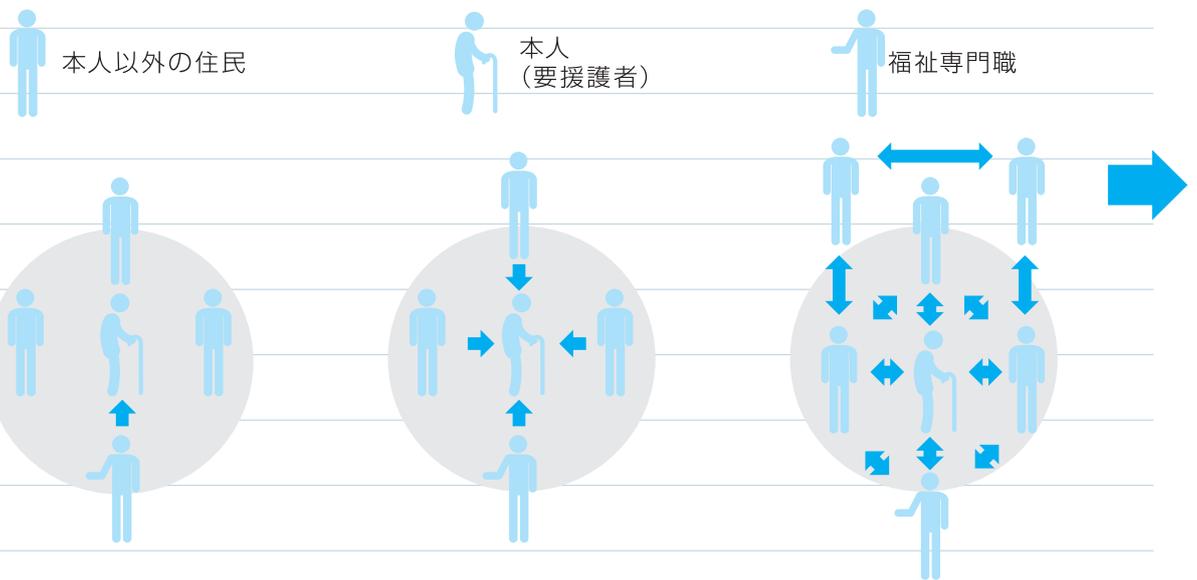
Cゾーンの近所づきあいがない人、引きこもりがちな人、複合した問題を抱えている人の見守りが弱いんだね。福祉専門職と住民がもっと連携して、お互いが重なるゾーンを大きくしていかないとね！



3 孤立のない地域へ！お互いさまのまちづくり

演習3

「簡単！あなたの地域の見守り度チェックシート」
(P.10,11)を使って、利用者の住む地域や担当している
エリアの見守り状況をチェックしましょう。
このシートは地域住民と一緒に点検するためにも
使えます！



福祉専門職「私たちが支えなければ！」
住民「福祉のプロに任せればもう安心」
本人がサービスによる支援を「受ける」。でも、本人は地域で孤立した状態です。

福祉専門職「サービスだけでは足りないから住民にも手伝ってもらおう」
住民「協力してあげようか」
本人がサービスや住民の見守りを「受ける」。でも、本人は住民にとって、支援が必要な特別な存在。

お互いが認め合い、対等な関係に。
本人がサービスの「受け手」からまちづくりの「担い手」になります。

見守りはつながりと支え合いの基盤です！

見守り(=問題発見力)があるから、気になった人に声をかけるなど**お互いのつながりをつくり(=つながり力)**、ちょっとした困りごとがあっても支え合う活動(支え合い力)を地域内で育むことができます。

さらに、地域の困りごとを特定の人で抱え込まず、地域内で**話し合い、連携・協働しながら解決する力(=協働力と自治力)**が高まると、孤立する人をつくらぬ地域になります。これぞ**「福祉のまちづくり」!!!**

見守りの先にめざしたいのは・・・
 孤立する人をつくらぬ地域。
 「お互いさま」で支え合える地域。
 お互いを認め合い、つながりあって、支え合う
 「福祉のまちづくり」です。



見守り
 こぼれ話

vol.1

気になるのは高齢者だけじゃない

地域で見守りマップづくりをしている時にこんな話が住民から出てきました。一人暮らしの50代の男性。仕事をしています、休みがちのようです。今まで、母親を通じて近所や親せきとの付き合いがありました、母親が亡くなってからは人とのつき合いからだんだんと遠ざかっていました。

民生児童委員や自治会長はもちろんのこと、近所の住民も気にはなっていますが、いつ訪問しても玄関の鍵はかかったまま、呼びかけにも応じない状況です。時々、仕事に行く姿を見てはほっとしています。

「若くて仕事をしていても見守りは必要だね」という声が聞かれました。同居の有無や年代にかかわらず、お互いが気に掛け合う関係を地域でつくるのが求められています。

第1章では、「見守り」の目的と考え方を学びました。
 演習①、②、③を職場内や地域の民生児童委員、住民と一緒に取り組んで
 みましょう!

簡単!

あなたの地域の見守り度 チェックシート

1

あなたの地域は、困っている人がいたらすぐに気づくことができる地域ですか。

- ①すぐに気づくことができる地域だと思う 4点
- ②場合によっては気づくこともあると思う 3点
- ③気づかないことが多いと思う 2点
- ④みんなが無関心で気づかない地域だと思う 1点

2

近隣住民の困りごとは“お互いさま”。暖かい気配りや声かけ、支え合いが自然とできる地域ですか。

- ①日常から自然と声かけや支え合いができる地域だと思う 4点
- ②場合によっては支え合いもできている地域だと思う 3点
- ③あいさつぐらいの声かけはできている地域だと思う 2点
- ④あまり声かけもなく、近隣住民の顔もわからない地域だと思う 1点

3

認知症になっても、障害があっても、みんながあたり前に受け入れられ、住み慣れた地域でいきいき暮らし続けることができる地域ですか

- ①自分や家族に障害があっても、近隣に協力を仰げる地域だと思う 4点
- ②自分は公開したくないが、近隣にいれば声かけはできる地域だと思う 3点
- ③近隣に障害がある人がいれば、その人として受け入れる地域だと思う 2点
- ④近隣には知られないように、かかわりもない地域だと思う 1点

4

**近隣住民同士が知り合う「行事や交流活動」、
「見守り・支え合い活動」が活発な地域ですか。**

- ①地域行事や交流活動、見守り・支え合い活動が活発な地域だと思う 4点
- ②地域行事や交流活動、見守り・支え合い活動はますます活発だと思う 3点
- ③地域行事や交流活動は活発だが、見守り・支え合い活動はあまり活発でないと思う 2点
- ④地域行事や交流活動、見守り・支え合い活動は全体的に少ない地域だと思う 1点

5

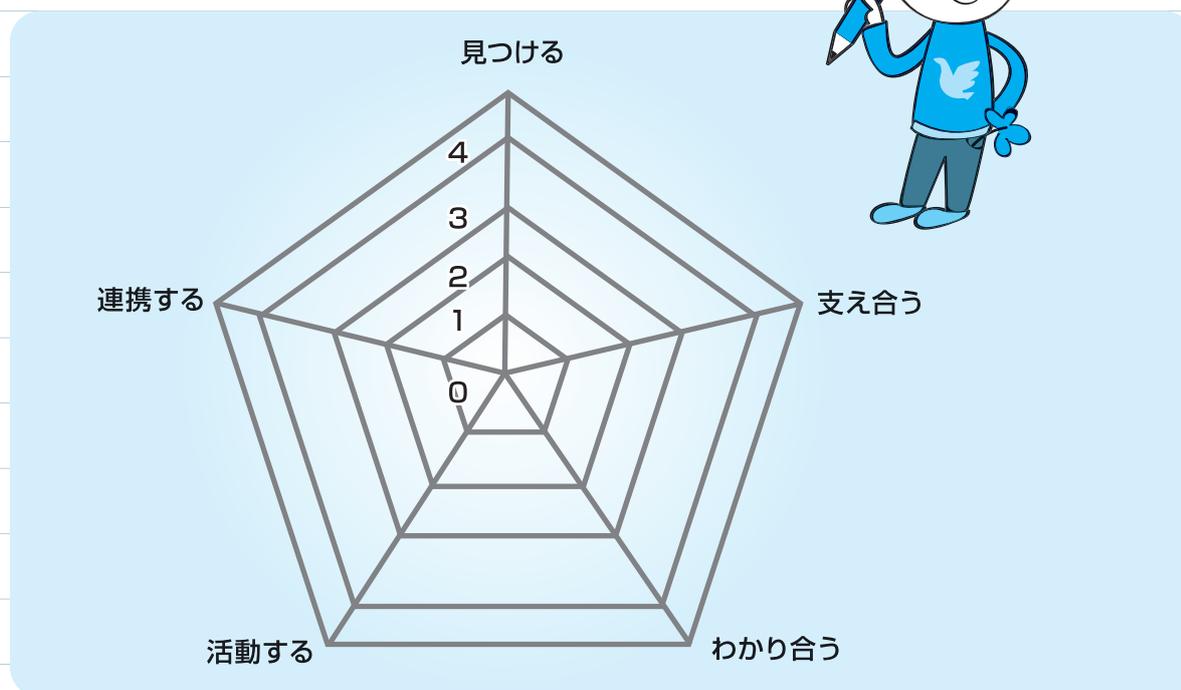
**地域の助け合いで解決できない困りごとが発生しても、
専門機関や行政と連携して問題を解決することができる地域ですか**

- ①住民同士で話し合う機会があり、専門職との連携体制がある地域だと思う 4点
- ②住民同士で話し合う機会があり、相談できる専門職とのかかわりもあると思う 3点
- ③住民同士で話し合う機会はあるが、専門職は誰に相談したらいいのかわからない 2点
- ④住民同士で話し合う機会がない 1点

記入シート

項目	点数
1 見つける	点
2 支え合う	点
3 わかり合う	点
4 活動する	点
5 連携する	点
合計	点

点数を書き込んで
みましょう。



あなたの地域力は何点ですか？

結果は、あくまでも主観的なものです。「どうしてそう思うのか」、「どんな地域をめざしたいのか」をみんなで話し合みましょう。

☆16点

⇒すばらしい地域力ですね！

見守りが必要でも見過ごしている人はいませんか？定期的な活動の振り返りを大切にこれからもがんばってください。

☆11点～15点

⇒おいしい！もうひと息！

今の活動にプラスαできることについて地域で話し合ってみましょう。

☆6点～10点

⇒まずまずの地域力！

これからの活動で地域は変わります。今ある活動とこれから必要な取り組みについて、地域で話し合ってみましょう。

☆0点～5点

⇒ガンバろう！これからの地域づくり！この機会がチャンスです！

自治会長や民生児童委員、地域のお世話役の人たちとも相談し、できることから始めていきましょう。



第

2

章

これが福祉専門職と行政の役割

福祉専門職と行政が見守り支援をすすめる際の最大のポイント。
それは、住民が見守りによって発見した困りごとから逃げないこと。
一緒に解決の仕組みをつくることです。
この章ではそのための基本的な考え方を解説します。

1 正しい福祉専門職の見守り方

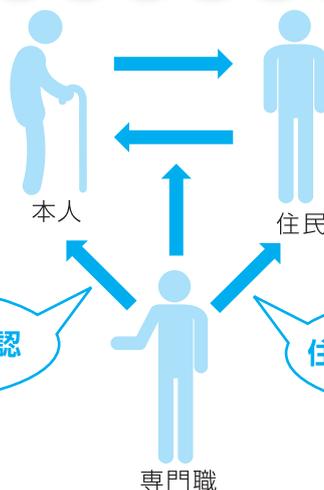
演習1

次の事例から、見守りをすすめる上での福祉専門職
(ここではケアマネジャーと社協職員)の役割を考えてみましょう。

姉の介護をしている妹の裕子さん(76歳)の変化に気づいたのはケアマネジャーでした。物忘れがある、家の片付けができない様子から「認知症かも」と思い、受診を勧めましたが本人は拒否。そこで、ゴミ出しのお手伝いをご近所できないかと考えたケアマネジャーは、社協職員に相談しました。社協職員はケアマネジャー、民生児童委員と一緒に裕子さん宅と近隣住民を訪ね、住民が交代でゴミ出しを手伝うことになりました。

また、民生児童委員からの情報で分かったのですが、裕さんは地区のサロンに毎回参加していて、ボランティアは裕さんの物忘れに気づいていました。ボランティアと社協職員、民生児童委員で話し合い、何かあれば民生児童委員や社協に相談することを決めました。サロンでは、裕さんを引き続き受け入れながら、サロン以外の日にもボランティアが買い物帰りに裕さん宅に立ち寄るなど、さりげない見守りを続けています。

福祉専門職の見守り方



福祉専門職の
見守り

1

本人への安否確認

本人への安否確認とは、事例のケアマネジャーによる訪問時の見守りなど、福祉専門職による援助や福祉サービス提供時の利用者への見守りです。

安否確認によってある程度の変化は予測できますが、それ以外の時間帯の異変をキャッチするには限界があります。「住民と協働でおこなう本人への見守り」との組み合わせが必要です。

福祉専門職の
見守り

2

住民と協働でおこなう本人への見守り

本人らしい生活支援のカギが、この見守りパターンです。

本人と家族や友人、近隣住民のつながりを断ち切ることなく、上手くそのチカラを生かしながら、本人らしい豊かな生活を支援するための見守りです。事例では、近隣住民や民生児童委員、サロンボランティアと一緒に本人を見守っています。ケアマネジャーは、本人とかわかる民生児童委員や地域住民と顔見知りになっておくことも大切です。

⇒P.16.18に事例を紹介！

福祉専門職の
見守り

3

住民の見守りを支援

住民のことは住民が一番よく知っています。**住民の見守り支援とは、「住民同士が見守り、お互いさまで支え合える地域づくりを支援すること」**です。いわば共助のしくみづくり、これぞ究極の早期発見・対応システムです。

事例中の社協職員は、日ごろから民生児童委員の活動をサポートするとともに、サロンボランティア講座を通じて地域で福祉をすすめる人材を育成しているので、協力的な住民が登場しています。このような住民同士の見守りをすすめる支援は次章で詳しく解説します。

⇒P.20以降で詳しく解説！

見守り
こぼれ話

Vol.2

福祉専門職が協働する「住民」って誰？

タイトルを見て「民生児童委員」や「自治会長」を思い浮かべるかもしれませんが。先日、ある地域の茶話会で、あるひとり暮らし高齢者の話題になりました。

「月曜日と木曜日はヘルパー、水曜日は配食サービス、週末は長男が様子を見に行ってるね～」「隣の人が、夜ちゃんと布団掛けて寝てるか確認に行っているよ」。

農村部ならではのかもしれませんが、近所の奥様方の情報量と行動力に圧倒されました。

“意識されずに行われている活動が地域にもっとあるのでは？”と探してみると出るわ、出るわ。ウォーキングついでに気になる方へ毎朝あいさつをしている人、「夜に電気が点かなかったら頼むで」と連絡し合う高齢者世帯のお向かいさんなど、さまざまつながりが見えてきます。

確かに民生児童委員、自治会長は私たち福祉専門職にとって心強い味方です。でも、当事者やご近所が築いてきた関係を見つけ、それを支援することが本人らしい生活にとって大切です。そう考えると、私たちが協働する住民はもっと広がるのではないのでしょうか。

2 地域の見守り力を上げる行政5つの条件

演習2

多くの行政は「ライフライン等の事業者との見守り協定」、「災害時要援護者登録を活用した見守り推進」をはじめています。地域の見守り力を上げ、住民の「やらされ感」にならない施策づくりの条件を考えてみましょう。



地域福祉計画への位置づけ

ほかの4つの条件を地域福祉計画と分野別計画に位置付け、財源確保を含め計画的に推進することです。

特に高齢者の見守り施策においては、**介護保険法上の「介護予防・日常生活支援総合事業」**を活用した見守り施策について、行政の関係部局で協議し、**地域福祉計画と介護保険事業計画の両方で位置づけ**、整合性をとることがポイントです。



人材育成

人材育成には2種類あります。

ひとつは、**地域における見守り活動の担い手育成**です。民生児童委員だけでなく、幅広い層への働きかけが必要になります。その際、民生児童委員には守秘義務があることを住民に周知するとともに、民生児童委員が住民自主活動として地域住民とともにニーズを発見し、双方で共有することを後押ししましょう。

ふたつ目の人材育成は、福祉専門職の育成です。コミュニティワーカー、地域福祉コーディネーターなど、地域に働きかけて住民の見守りを支援する**福祉専門職の配置と育成**がこれからの課題です。





総合相談体制の整備

地域内の困りごとの多くは、多問題・複合ニーズです。相談を振り分けるのではなく、まずは**幅広く受け止める総合相談を、行政として整備することが不可欠**です。

これがないと、せっかく住民がキャッチした困りごとを持っていく先がなく、ニーズが漏れてしまいます。



地域ケアシステムの多様なネットワークの場

見守りで発見されたニーズを具体的に支援するために、3つの仕組みが必要です。「①**小地域の共助の仕組み**」、「②**住民と福祉専門職が協働できる仕組み**」、「③**資源開発・政策形成の仕組み**」です。

どのエリア(圏域)でそれらの仕組みをつくるのかを考えた上で、整備をすすめることが4つ目の条件です。

⇒第4章で詳しく解説!



地域ケア会議(宍粟市)



見守り・支え合いの基盤整備=人・拠点=

見守りが住民の自発的な活動として定着することを支える基盤が、**住民活動を支援する専門職(コミュニティワーカーや地域福祉コーディネーター)の配置、活動拠点の整備**です。

また、支援を拒否する、近隣関係がほとんどないなど、住民だけで把握が困難なケースも増えています。この場合、福祉専門機関や新聞・宅配事業者、生活協同組合、ライフライン関連事業所など、**幅広い事業所連携による見守りを組み合わせる**ことが有効で、こうした見守りのための事業者ネットワークづくりは行政の役割です。

地域の見守り力を上げる行政5つの条件

I 計画化

III 総合相談体制の整備

IV 地域ケアシステムの多様なネットワークの場

V 見守り・支え合いの基盤整備

II 人材育成

行政の役割は、第4章でも解説するよ。



住民と協働でおこなう本人への見守り事例

演習3

この事例を読んで、住民による見守りの意義を考えましょう。

「私らでも命を救える！」住民と福祉専門職の連携プレーで見守り

「近所に最近、様子がおかしい人がおるねん。一回、行ってくれへんか」。

地域包括支援センターに地域ボランティアの井上さんから電話がかかってきました。井上さんによると、近所の女性(40代)がご主人を亡くして以降、様子を変だとのこと。

さっそく、支援センター職員の波多野さんと井上さんが女性を訪ねると、枯れたままのお供えの花の前で、硬い表情の女性の姿。話を聞いてみると、調子が悪いので病院にかかっているといいます。処方薬は睡眠薬でした。通院していて同居の娘もいることから、一旦はみんな様子を見ようということになりました。

しばらくして、また井上さんから支援センターに電話がありました。「最近買い物もいけてないみたい」。井上さんたちは毎日、女性を気にしていました。波多野さんの呼びかけで、今度は娘と井上さん、民生児童委員が女性の自宅に集まりました。娘から日常の様子を詳しく聞いた結果、やはり認知症が疑われるので診察を受けてもらおうという話になりました。しかし、本人は「行きたくない」の一点張り。

そこで、井上さんの発案で一芝居打つことになりました。「私、脳ドックを受診するんやけど、怖いからついて来て欲しい」。裏では波多野さんが病院に連絡を入れて事情を話しています。病院でもう一芝居があり、女性がMRIを受けると、脳腫瘍が発見されたのでした。あと数日遅ければ、即死だったという医師の言葉に、井上さんらはわんわん泣いて波多野さんにこう言いました。「私らでも命を救えるんや」。女性は手術後、順調に回復しました。

この一件があり、住民は力強く言います。「私らは専門家と違う。でも、見つけてつなぐことはできる」。

気にする人が
近所にいたから
命を救えました。



波多野さん(地域包括支援センター職員)

ワンポイントアドバイス

住民が“動きたくなる”要件は次の4つです。

福祉専門職には、住民が“動きたくなる”情報をアセスメントから見つけ、住民にわかりやすく伝える役割があります。

- その1 本人(要援護者)の困りごと・求めている内容が明確であること
- その2 住民が“これからできる”と思える役割があること
- その3 期間や回数がはっきりしていること
- その4 本人だけでなく、周りの住民も元氣になれること

住民と協働するワーカー 8つの極意

「本人らしい生活を支えるあなたのかかわりチェック」(P.4)でも触れましたが、地域生活支援に住民との協働は不可欠です。

制度サービスありきではなく、本人の生活とニーズありき。インフォーマルサービスに当てはめることを考えるよりも、まずは本人や家族、近隣住民などのボランティアな資源のもつ力をしっかり見極めること。これが住民との協働の基本的な考え方です。

では、果たしてその極意は？

本研究会がヒアリングしたケアマネジャーや地域包括支援センター職員、社協職員が語る8つの極意を紹介します。

- 1 住民は、地域での生活のスペシャリスト。
福祉専門職はそのスペシャリストにお願いする気持ちをもとう。
- 2 住民から活用されるに値する人間になろう。
住民は福祉専門職の使い方を知っている。
- 3 住民リーダーはとてつもない重圧と責任を感じて活動している。
職業人である福祉専門職や行政が保身で答えることだけはやめよう。
- 4 福祉専門職にはない住民の力は、「平気でこじあける」「おせっかい」のチカラ。
これを福祉専門職も頼りにしよう。
- 5 いざという時に、住民から最後の砦と思ってもらえる福祉専門職になろう。
- 6 住民と協働できるワーカーの一步は、地域に呼んでもらえるようになること。
地域の集まりや座談会にとにかく顔を出して、話を聞かせてもらって、地域課題を一緒に見つけること。
- 7 正解を出してあげるのが福祉専門職ではない。正解は住民がつくる！
何とかしようとする住民と一緒に悩み、一緒に考えよう。
- 8 福祉専門職が欲しい情報を住民から一方的に集めない。
情報は、必ず双方向にしよう。



演習4

この事例を読んで、博志さんを元気にさせたものが何かを考えてみましょう。
また、福祉専門職の働きかけで良い点を考えましょう。

高次脳機能障害に落ち込む本人に希望の光が見えたとき

妻とふたり暮らしの博志さんは64歳。脳梗塞の後遺症で左上下肢に軽い麻痺が残っています。また、高次脳機能障害で記憶力と判断力が著しく低下しています。介護保険認定では要支援2ですが、本人は介護保険サービスを希望していません。

障害を理解できない本人に、妻の不安と焦燥、疲労感はピークに達し、居宅介護支援事業所にSOSの電話が入りました。ケアマネジャーと地域包括支援センターの石原さんが訪問すると、「自分で服を着ることができない。水は出しっぱなしで入浴もできないんです」と妻は話します。その間、本人は下を向いたままでした。妻は通所リハビリ事業所を希望しますが、本人は「年寄りのいくところには行きたくない」と言います。

しかし、この通所の説明の中でお菓子づくりの話になったとたん、表情が笑顔に変わりました。聞けばずっと菓子職人として働いていたとのこと。博志さん宅から歩いて3分の地域サロンでお菓子作りができると話をすると、今までの話を自慢そうに話し出しました。

その後、博志さんから「サロンに行ってみたい」という申し出がありました。そこで、石原さんはサロンボランティア代表と副代表に相談を持ちかけ、一緒に面談をしました。詳細にお菓子作りのことを聞きとろうとするボランティアの二人に、博志さんは必死に身振り手振りで答えます。それを受け入れる代表。お菓子を入れる木箱も、サロンに来る男性に作成してもらうことになり、博志さんは大変満足そうに帰って行きました。

サロンでは博志さんを囲んでメニューを考えました。本格的なメニューにボランティアの意欲は高まります。調理道具は男性ボランティアが作ってくれました。博志さんの表情に自信があふれてきたことに石原さんは気づきました。

いよいよ当日。博志さんは昔の仕事着を着て、いくつかの道具と大きな計量器を持参しました。10名程度のボランティアに指示し、お菓子を作っていきます。博志さんが周囲から「先生」と呼ばれているのを聞いて、妻はビックリ。

サロンには、お菓子が好きな子どもと女性が待っています。動きにくい左手を補うボランティアの手があります。お菓子作りの道具を作ってくれる男性の技術があります。何より、病気の悩みを共有し、家族の介護不安を理解してくれるあたたかさがありました。

博志さんは、地域で居場所ができ、役割を取り戻しました。また、地域も障害を持つ人を受け入れたことで、自分にもなにかあったときここに来れる、という楽しみと自信につながったと感じています。

石原さん(地域包括支援センター職員)



見守り
こぼれ話

Vol. 4

「安心生活創造事業」からみえたこと

国は、見守りが必要な人の「漏れない把握」「漏れない体制づくり」の確立のために、平成21年度から3年間の「安心生活創造事業」というモデル事業を全国58市町村で実施。同事業では、「見守り」と「買い物支援」を基盤支援とした体制整備をめざしました。つぎに、モデル事業から明らかになった見守り支援施策のポイントを紹介します。

① 制度から漏れる人と社会的孤立の対応が地域福祉施策で重要

- ・ 今後の地域福祉施策にとって、制度から漏れる人を中心とした社会的孤立への対応は、最優先で取り組むべき課題です。
- ・ これは、市町村行政が中心になって取り組むべきことです。しかし、行政だけでなく、民生児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センターなど福祉関係者をはじめ、自治会、電力・ガス・水道や宅配業者などの事業者を含めた多様な人々との連携・協働が不可欠。

② 総合相談体制の確立

- ・ 要援護者のニーズを縦割りの体制で漏らさないようにするためには、総合相談体制の確立がこれからの大きな課題です。

③ 地域福祉計画の策定

- ・ 地域福祉計画の策定は、総合相談体制の確立の重要な契機となります。

④ 介護予防・日常生活支援総合事業との関係

- ・ 平成23年度に創設された同事業を活用し、要支援と非該当を行き来するような高齢者に対する切れ目のない円滑なサービスの導入、あるいは自立や社会参加の意欲が高いボランティアによるこの事業への参加や活動の場の提供が可能になります。

⑤ 安心生活に必要な契約支援・権利擁護

- ・ 日常生活自立支援事業とあわせ、成年後見制度との連携も含めた権利擁護の取り組みが重要。

⑥ 要援護者が社会参加・自己実現できる仕組みづくり

- ・ 要援護者は、支援を受けるだけでなく、何らかの取り組みに社会参加し、自己実現していくことが大切で、要援護者が自己実現できる地域社会づくりの視点が不可欠。

「安心生活創造事業成果報告書」(平成24年8月発行)からの抜粋・加工

福祉専門職と行政職員には住民との“協働力”が求められています。
演習①、②、③、④を職場内で一緒に取り組んでみましょう。
演習③、④は民生児童委員との研修でも使えます。



第

3

章

はじめよう！ 住民の見守り支援

住民による「見守りの基盤づくり」「発見」「共有と話し合い」をすすめることが、究極の早期発見・早期対応システムです。

この章では、そのための考え方と方法を解説します。

個別支援活動

向こう三軒両隣の助け合い
電話や訪問の安否確認
家事援助(ゴミ出し、掃除、庭掃除、電球換え…)
おかずお裾分け・配食
傾聴・話し相手
外出支援(買い物、散歩、通院、サロンへ)
代行支援(代読、書類提出) …など



見守り協力員の訪問(尼崎市)

話し合い・計画活動

地域調査
小地域福祉推進組織の定例会議
座談会
サロン運営委員会
地域見守り会議
小地域福祉計画づくり …など



外出のしづらさを地域で考える(淡路市)

当事者活動 (セルフヘルプグループ活動)

子育てママの集まり
介護者の集まり
男性介護者の集まり
認知症高齢者の集まり
障害者の集まり
心の病をもつ人の集まり
引きこもりの人の集まり …など



「男性介護の会」男のクッキング(伊丹市)

つながり・支え合い

ここにあげたもの以外にも、見守りパトロールやあいさつ運動、宅老所、なんでも福祉相談、移動販売など、いろんなアイデアで地域に必要な活動が取り組まれています。

交流活動

気の合う仲間とお茶のみ会
 食事会
 ふれあいサロン・ふれあい喫茶・居酒屋
 サロン・自宅開放サロン・子育てサロン
 健康・生きがい教室
 要援護者避難訓練
 運動会・敬老会・もちつき …など



子どもたちとの交流サロン(宍粟市)

学び合い・広報活動

小地域座談会
 支え合いマップづくり (P.30)
 防災福祉マップづくり (P.32)
 地域劇 (P.29)
 介護教室・福祉体験教室
 福祉広報紙の発行
 …など



支え合いマップづくり(赤穂市)

ボランティア養成

ご近所ボランティア養成講座
 1日ボランティア体験
 地区ボランティアコーディネーター養成
 移送ボランティアグループ育成
 男性地域デビュー講座
 …など



地域を知ろう!地域探検隊(豊岡市)

1 住民の見守りを支援するとは

演習1

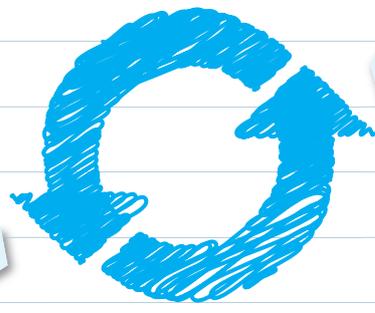
あなたの市町で取り組まれている住民の見守りを支援するプログラムは何ですか。
P.20、P.21を参考に、洗い出してみましょう。

見守り活動の基盤づくり (P24)



お互いに知っているけど、つながっていないということが多くあります。
まずは、「見守り活動の基盤づくり=つながりづくり」からはじめましょう。

- 方法1 交流・居場所づくりを広げよう
- 方法2 見守りをみんなの活動にする地域の組織を支えよう
- 方法3 気づきの地域福祉学習をしかけよう



発見 (P30)

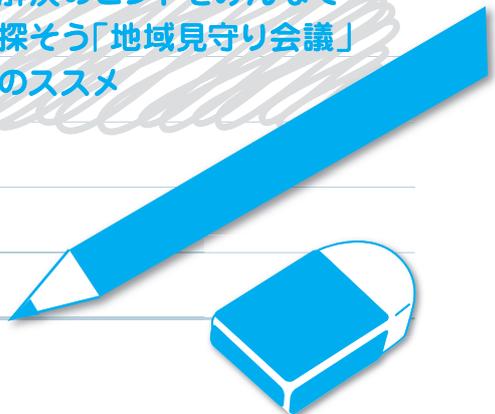
見守りが必要な人の発見は日ごろの住民の生活、地域福祉活動から！

- 方法4 福祉マップと台帳づくりのススメ
- 方法5 身近な相談・情報窓口づくりのススメ
- 方法6 事業者との協働のススメ

共有と話し合い (P39)

これぞ住民主体の地域福祉活動の真髄！
時間はかかりますが、支援の腕の見せ所です。

- 方法7 解決のヒントをみんなで探そう「地域見守り会議」のススメ



2 住民の見守りエリアとは

演習2

住民同士があいさつを交わせるエリアと、話し合いのために集まるエリアはどのくらいの範囲ですか。担当エリアから考えてみましょう。

見守りエリアは50世帯範囲

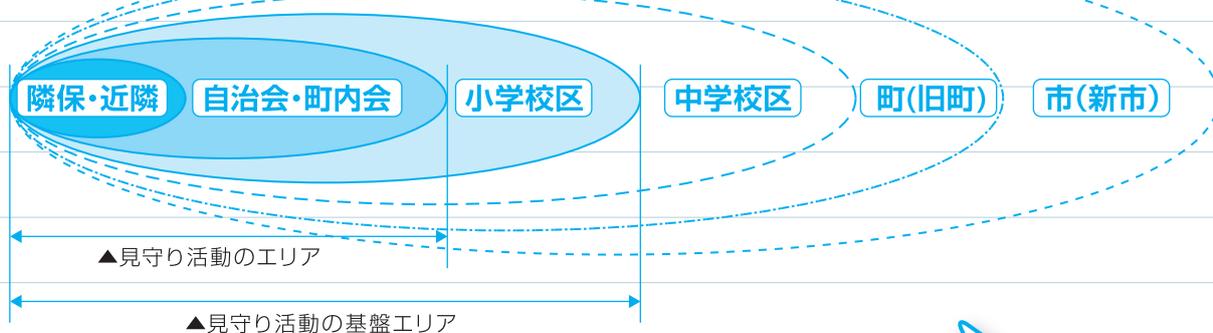
住民による見守りエリアは、小学校区では広く、せいぜい自治会や区、大きな自治会なら組・班くらい。お互いに顔が分かるエリアが基本です。

目安ですが、**住民が日常的な見守りや支え合いができるのは50世帯くらいまで**でしょう。

基盤エリアは小学校区まで

見守りのエリアを50世帯とすると、見守りによって気づいた課題の解決を話し合う「見守り活動の基盤づくり」のエリアはどのくらいでしょうか。

地域によって住民自治組織のあり方が違うので一概には言えませんが、中都市や町村の場合であれば自治会域や集落、都市部の場合であれば小学校区までのエリアでしょう。



ありがちな失敗・・・

ありがちな失敗。それは、福祉専門職の担当エリアと住民の活動エリアにズレが生じ、福祉専門職が自分の担当エリアで住民を“召集”してしまうこと。

たとえば、地域ケア会議などを中学校区で企画した場合、住民にとっては広域すぎて具体的な課題の話し合いが難しいということがあります。学習の場であれば、それでも問題はないかもしれませんが、地域課題の解決策を住民が話し合う場としては適さないでしょう。

ポイントはこの2つ!

- 住民の見守り活動を支援する際には、
- 福祉専門職の担当エリアではなく、住民の活動エリアに合わせて協働する
 - 小地域から市町域まで重層的に考える
- この2つに留意して、エリアごとに見守りのすすめ方を検討しましょう。
詳しくは第4章へ!



見守り活動の 基盤づくり

方法1 交流・居場所づくりを広げよう

見守りはつながりづくりから

見守りは、まずは知り合って、つながることから。
ふれあいサロンを含めた地域の交流・居場所づくりは、見守りをすすめる第一歩です。



地域の“縁側”づくり ふれあいサロン(たつの市)

交流・居場所づくりは「楽しい仲間づくり」だ!

交流・居場所づくりのコンセプトは、**住民の自主的な楽しい仲間づくり**。仲間だからこそ、相手の困りごとを自然に考えられたり、助け合ったりします。

「仲間になれない人だっている」、「メンバーが固定化する」という意見もあるかもしれません。

でも、逆に固定化するからこそ、仲間意識の延長で見守って、支え合う関係をつくりやすい長所もあります。この仲間意識は福祉専門職では作れない、住民ならではの関係です。

では、交流・居場所に来られない人、孤立しがちな人の支援はどうしたらよいのでしょうか。

福祉専門職として、住民同士の交流・居場所づくりの広がりをサポートしつつ、孤立しがちな人も参加しやすい居場所づくりや見守りの手立てを住民と一緒に作りましょう。



小学生だってサロンのボランティア! (三田市)

サロンだけで見守りはカバーできないけど、サロンがあるから見守りの関係が生まれるんだね。



交流・居場所づくり支援 ポイントはこの5つだ！

その1 **すでにある地域のつながり・居場所を生かそう**

サークル活動や各種教室、喫茶店、診療所、田畑でのお茶のみ……。

新しい交流活動を働きかける前に、すでに地域にある交流活動や居場所がないかどうかを住民に聞き取り、そこに来られている人の層を把握したうえで、働きかけをしていきましょう。

その2 **孤立しがちな人の地域での居場所づくりをサポートしよう**

福祉専門職の役割は、孤立しがちな人の地域での居場所づくりをサポートすることです。地域の交流・居場所のすべての支援する必要はありません。しかし、社協などがかわるサロン以外の住民活動の広がりを目を向けましょう。サロンなどの交流・居場所は地域に一つ、という決まりはありません。仲間づくりの活動がたくさん地域に芽生えれば、参加できる住民も増えます。理想は、住民一人ひとりに、自分の居場所、行きたいところが地域にあることです。

その3 **拠点の活用を支援しよう**

拠点は、住民交流をすすめる上でとても大切です。

公民館・自治会館などの公共施設、福祉施設、学校の余裕教室、空き家の利用など、行政にも支援を求めながら支援をすすめましょう。

社協職員のサロン支援例

1. サロン立ち上げ支援

・地域で交流活動を行いたい住民の思いを聴き、すすめ方を一緒に考えます。

2. 活動継続の支援

・活動資金やプログラム、人間関係や活動場所など、さまざまな悩みごとの、解決方法を一緒に探ります。

3. 福祉学習の支援

・サロン参加者同士の見守りの関係づくりを注視しつつ、必要に応じて福祉課題の勉強会を開いたり、話し合ったりする場づくりを働きかけます。

4. 意欲向上の支援

・広報紙で活動を紹介する、実践発表を依頼するなど、サロン活動を評価して意欲を高める支援をします。

5. 個別支援のバックアップ

・サロンで気になる人がいれば、住民から連絡を入れてもらい、必要に応じて福祉専門職の協力体制づくりを検討します。

・また、自治会、民生児童委員などの連絡会で、サロン活動を通して見える地域課題の情報提供をおこないます。

その4 地域福祉学習を働きかけよう

「サロンに来るAさん、認知症になったみたい」

「Bさん、足腰が弱って外出するのが不安みたい」

こんな時、AさんやBさんを受け入れ、サロンの参加者が安心してかかわれるよう、福祉専門職の情報提供や学習の場づくりなどの支援が大切です。

⇒地域福祉学習のすすめ方は方法3へ

その5 住民が楽しく取り組める支援を

住民の交流・居場所づくりに専門職がかかわる際には、住民の自主性や楽しさを奪ってしまわないように注意しましょう。

たとえば、「介護予防教室」を専門職が持ち込む場合、「住民の関心ごとにマッチしているか」、「地域の文化にあっているかどうか」、「住民が無理なく気軽に取り組めるのか」を考えましょう。

サロンに来られない人の見守りを考える(宍粟市社協)

宍粟市社協では、ふれあいサロンや喫茶関係者の話し合いの場として各支部で連絡会を開催。一宮支部の連絡会では、サロンや喫茶に来られない人や気になる人について、普段からどのように見守っていけば良いのか、社協職員の働きかけで一緒に考えています。



気になる人をほっとかない! 出前喫茶をスタート(伊丹市社協)

「足が不自由」「大人数は苦手」…。さまざまな理由でサロンには出にくい人の居場所として、伊丹市広畑自治会では、サロンに参加していない高齢者の自宅駐車場で茶菓子持ち寄りの出前喫茶を始めました。

伊丹市社協では、このようなサロンの動きを伝えるために「サロン通信 お福分け」を作成・配布しています。



見守り
こぼれ話

vol.5

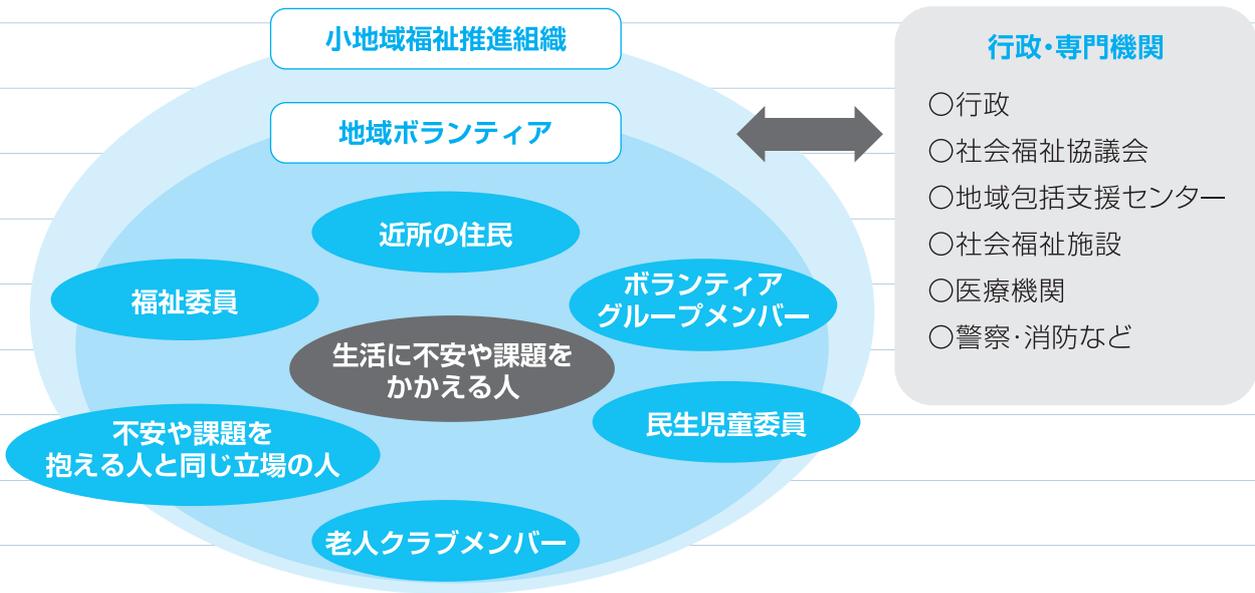
喫茶型サロンのよいところ

人付き合いが少し苦手な人や男性が参加できる居場所がどうも地域になくて…。よく聞く悩みです。

これに対して、コーヒーとちょっとしたお菓子を提供する喫茶型サロンは、誰もが立ち寄りやすいと好評です。気の合ういつもの仲間といられるサロンと、いろんな人が出たり入ったりする喫茶型サロン。これを組み合わせるのも一つのアイデアかもしれません。

また、『居酒屋サロン』、『将棋・マーじゃん教室』など、孤立しがちな男性の居場所も地域で工夫されてます。

方法2 見守りをみんなの活動にする地域の組織を支えよう



自治会加入率の低下や担い手の高齢化などを受け、さまざまな地域組織が転換期を迎えています。こうした中、「活動」があれば、組織は必要ないのではないかという意見もチラホラ。

しかし、地域の**生活・福祉課題を話し合って合意形成するための「組織」と、それを実践する「活動」は車の両輪、どちらも必要**です。また、組織支援で留意しなければならないのは、若年層やひとり暮らし高齢者などで見守りが必要な人ほど自治会に加入していない場合が多い点です。見守りは自治会とも協力しつつ、自治会未加入者への見守りはボランティアと協力してすすめるよう自治会に働きかけましょう。

なお、組織支援の方法の詳細は、兵庫県社協作成「小地域福祉推進方策の手引き(平成21年度発行)」を参照してください。

小地域福祉推進組織^(※)が必要な5つのワケ

- その1 住民が地域課題を明らかにする
- その2 住民が地域課題とその対応を話し合い、合意形成を図る
- その3 住民同士が協力し、協働で力を合わせる
- その4 住民が福祉専門職や行政の力も呼び込んで、必要な資源を調達・開発する
- その5 住民がビジョンに基づいて継続的に活動をすすめる

※小地域福祉推進組織は、校区福祉委員会、福祉連絡会、福祉部会、地区社協などさまざまな名称で呼ばれていますが、ここでは小地域福祉推進組織とします。

方法3 気づきの地域福祉学習をしかけよう

地域福祉学習とは教えることではありません

地域福祉学習とは、福祉専門職が教えるのではなく、住民自身の気づきと行動を促すこと。単に学習プログラムを提供するだけではなく、誰もが暮らしやすい地域づくりへの小さな一歩を踏み出せる学習のしかけが大切です。

地域福祉学習の目的は、**学びによって人が変わり、地域が変わること**。住民が地域の福祉課題に気づいて、解決に取り組むプロセスそのものが福祉学習です。

次に紹介する学習は、プログラムの一例です。P.30ページ以降のプログラムも活用しながらすすめてください。

講座で終わらない! 「ささえあい隊『まごの手活動』養成講座」(三田市社協)

暮らしの中の“ちょっとした困りごと”を、ご近所ならではの“かゆいところに手が届く”支え合いで取り組むため、三田市社協では「ささえあい隊『まごの手活動』養成講座」を各地区で開催しています。

講座のポイントは、自分の住んでいる地区の困りごとを知ることからスタートすること。そして、当事者の気持ちを知る体験やみんなで課題を共有する話し合いを経て、問題解決の企画とスケジュールを組み立てます。

講座をきっかけに、本庄地区という農村部では、「公共交通機関が不便で、外出困難な人が多い。買い物支援が必要では」という気づきから、話し合いを重ね、「まごの手 本庄」という買い物支援のボランティアグループが立ち上がりました。また、「通院に困っている人もいる」という気づきから、通院支援への活動が広がりました。

住民が活動をコーディネートすることで、困りごとをタイムリーに捉えられます。また、定例会で活動を共有し、新しい課題に柔軟に対応するという住民ならではの活動が見られます。住民自らが自分たちの暮らす地区をよくしていきたいという想いと実践の広がりが生まれています。



ワンポイントアドバイス

- その1 住民自身が地域課題に気づくことからスタートしよう**
地域課題を住民が知ること、気づくことが地域福祉学習のスタートです。福祉専門職の問題認識だけで走らないようにしましょう。
- その2 学習とは反復なり**
同じテーマで何度でも話し合う、学ぶ機会をつくりましょう。
- その3 プログラムが終わってからの支援の勝負!**
学習会を実施して終わりではなく、気づいた住民が活動できるような働きかけこそ大切です。事例を参考に、時間をかけてすすめましょう。

“ほっとけない地域づくりを考える(三木市社協)”

三木市社協では市民向け講座「ほっとけない 地域づくりを考える集い」を開催。

- 訪問販売で多額の買い物をする一人暮らし高齢者
- 耳が不自由で火事に気づかなかった人
- 同居している息子から年金の搾取が疑われる高齢者夫婦
たくさんの“気になる人”と地域でのかかわりの方法について意見が出されました。

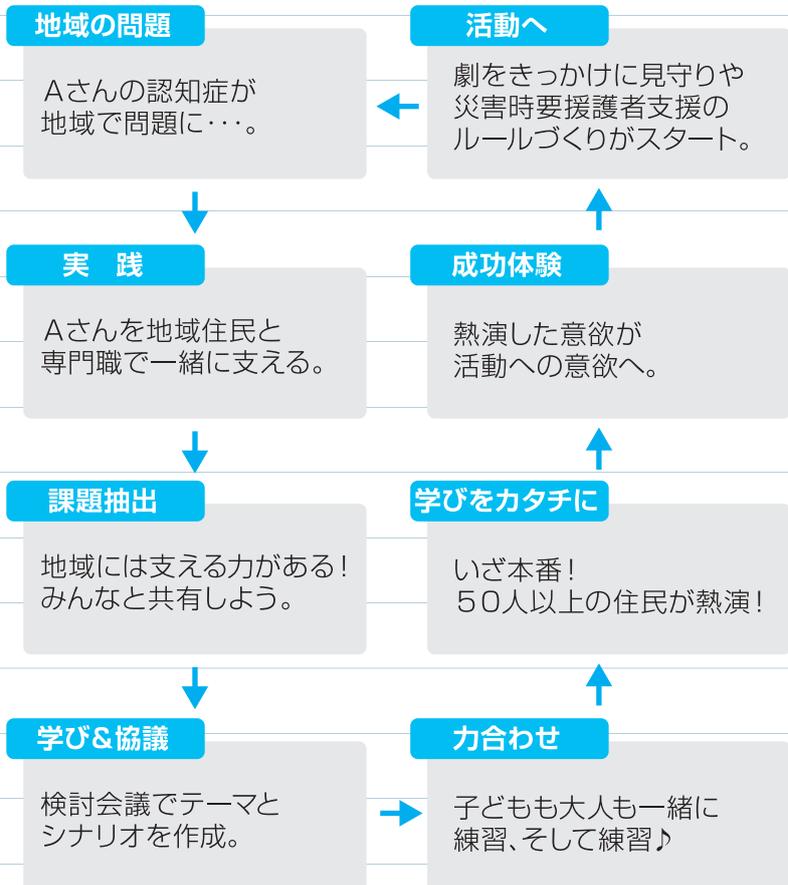
市社協では、これから地区別の集い開催を支援し、より具体的な支え合い活動につなげます。

★当日使用したワークシートはP.51を参照してください。学習会で使えます！

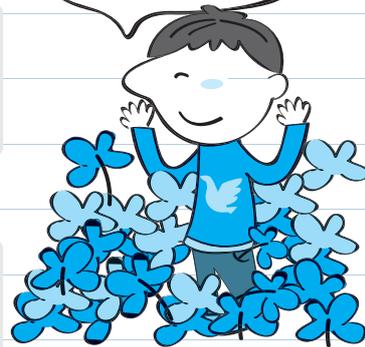


“みんなで熱演！地域劇づくり(明石市望海地区)”

明石市望海地区では、地区社協や民生児童委員、地域ボランティアなどの住民と、在宅介護支援センターや社協、医師会などの福祉・医療の専門職が協力して、「地域劇」を実施。単なる啓発ではなく、地域内で協働関係を育み課題解決につながっています。



実践から学びのサイクルで、毎年2~3回の地域劇を開催。地域の福祉力がどんどん蓄積中!!!





見守りが必要な人の発見の方法

方法4 福祉マップ・台帳づくりのススメ

《福祉マップ編》つながりを「見える化」しよう

福祉マップの目的は、地域の気になる人・拠点・活動のつながり状況を「見える化」することです。これによって、ちょっと気がかりな人、人とのつながりが薄い人、意外なつながりや助け合い、貴重な人材を発見することができます。

また、マップづくりは「民生児童委員だけで見守り」、「福祉委員だけで見守り」ではなく、自治会や地域ボランティアを交えてみんなで地域のことを考える上で、とても役立つツールです。

ここでは、「支え合いマップ」と「福祉・防災マップ」の2種類を紹介します。

「支え合いマップ」から見守りを考えよう

(支え合いマップとは)

支え合いマップづくりは、見守りが必要な人の発見だけでなく、住民同士のつながりや福祉専門職・サービスのかかわり、交流する場などの関係性を発見することができます。

参加者の情報をもとに地図上で関係線を走らせることで、つながりが目に見え、気になる人の見守り課題や活動のヒントが把握しやすくなります。

例えば、

- ・線のつながりが少ない→孤立、引きこもりがち!?! →日頃の声掛け、サロンへ誘う活動
- ・活発に訪問している方→世話焼きさんかも? →活動をサポート
- ・福祉サービス以外の線が引けない→サービス依存!?! →以前のつながりを復活できないか
- ・かかわりを拒否している方→信頼している方の発見→関係づくりのキーマンとして協力依頼

(準備物)

- 住宅地図(A0サイズに拡大したもの)
- マジック(3色以上の水性ペン)
- 丸形シール(3色以上)
- 付箋(正方形、適量) など
- ★範囲は50世帯くらい。広すぎても狭すぎても必要な情報が得られません。

(参加者)

地域ボランティア含めた5~10名程度。

多数のときは5~6名でグループをつくりましょう。

★男性は日中、仕事で不在のことも多く、地域の実情を知らない場合があるので、男性ばかりにならないように配慮しましょう。

★自治会長や民生児童委員、福祉委員等にも参加を呼びかけましょう。

★プライバシーを守る申し合わせはしましょう。



(標準時間)

おおよそ90分

★90分以下では必要な情報が得られず、それ以上だと参加者も疲れます。

(すすめ方)

ステップ1 導入

マップづくりの趣旨と目的を伝えます。グループ内で進行役を1人決めます。

ステップ2 マップづくりスタート!

- ①マップ上で「気になる人」の自宅に印を付け、状況や困りごと、本人の願いごとを記入します。(例:60代独身男性、母を介護、たまには趣味の釣りがしたい。40代女性、精神障害、ゴミ屋敷など)
- ②地域の世話焼きさんや「気になる人」とかかわりのある人、利用しているサービスなどを線でつなぎます。どんな関係があるのかを記入しましょう。
- ③地域に集まる場、交流の場がないか、誰が参加しているかを記入します。

ステップ3 マップを見ながら話し合い

書き込まれた内容をもとに話し合います。特に、支援が必要と思われる方について、さらに深く掘り下げて情報を出します。

次に、「自分たちにできることがないか」、「今のかかわりを広げられないか」、「出てきた課題が地域共通の課題ではないか」を参加同士で考えます。突拍子もないアイデアでも否定せず、前向きに受け止め合しましょう。

ステップ4 まとめ・振り返り

各グループの気づきと、これからの活動を発表します。

ここで、福祉専門職もコメントを入れます。

出された意見をもとに、座談会や学習会・ケース検討を検討し、継続的に参加者や地域組織に働きかけます。

表に出ていない助け合いが出るわ、出るわ。
意外にさりげなく見守ってる!



集合住宅バージョンのマップです。マップで分かった情報で、料理のおすそ分けが始まったり、一人暮らし男性のためのベンチを置いたり。住民ならではの工夫がはじまりました!(提供:神奈川県・すずの会)

「福祉・防災マップ」づくりから見守りを考えよう

(福祉・防災マップとは)

福祉・防災マップとは、避難経路や危険場所をチェックするだけでなく、「どこにどのような状態の人が住んでいるのか」「どこに何があるのか」を把握し、日常の見守りに役立てるためのものです。

※(準備物)(参加者)(標準時間)は支え合いマップづくりに同じ

(すすめ方)

ステップ1 導入(支え合いマップづくりと同じ)

ステップ2 マップづくりスタート!

- ①「支え合いマップ」づくり同様、「気になる人」の情報を書き込みます。特に、災害時に自力で避難が難しい人、情報が入りにくい人をマップに落とし込みます。
赤シール:救助の優先順位がもっとも高い人、特殊車両がないと避難できない人
青シール:自力で避難が難しい人
緑シール:身体的に支障はないが、情報が入りにくい人、小さな子どもがいるなど、声かけが必要な人
- ② 災害時に活用できる資源をマップに落とし込みます。

■災害時に活用できる資源例

広域避難所・避難所／一時避難所／福祉避難所／福祉施設／病院・診療所／公園／AED設置場所／防火水槽やプール、井戸などの水源／消火栓／防災倉庫など

■道路状況

救急車等の緊急車両が通れる道、冬場車両通行不能道路、人しか通れない道

■危険箇所

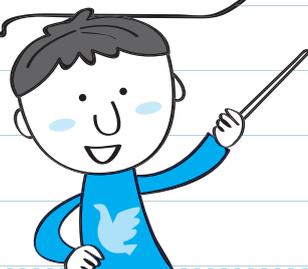
地すべり地帯、冠水箇所、大水などの危険箇所

ステップ3 マップを見ながら話し合い

書き込まれた内容をもとに話し合います。「地域にあるどんな資源が活かせるのか」「災害時に何が不安だと感じたか」を話し合う中で、どんな対策が必要なのかを出し合しましょう。

ステップ4 まとめ・振り返り

P.56～に福祉・防災マップ作成の
マニュアルを入れています!





ワンポイントアドバイス

その1 話し合いが深まる投げかけをしよう

マップの完成は目的ではありません。

マップづくりを通して、できるだけたくさんの気づき・発見を引き出し、見守りにつなげることが大切です。次のような話し合いが深まる投げかけをしましょう。

- 1 気になる人の本人らしい生活のために地域で何ができますか。いろんなアイデアを出してみましょう。
- 2 どうやって取り組めばいいでしょうか。役割分担も一緒に考えましょう。
- 3 一人でも多くの地域住民が協力できる方法は何でしょうか。

その2 “困った! 情報が出てこない” こんな時はひとり暮らし高齢者から

最終目標は、気になる人全般について話し合うことですが、情報が出にくい時にはひとり暮らし高齢者で気になる方から地図に落としていくよう声をかけましょう。

その3 “個人情報だから言えない!” こんな時は住民でつくる情報だから大丈夫と伝えましょう

地図を前にした井戸端会議のイメージです。プライバシーを尊重しつつ、出された情報を管理すれば問題ないことを伝えましょう。

その4 マップは生かす! 生かし方を考えよう

何度も強調しますが、マップはあくまで課題解決のきっかけづくり。マップで気づいたことからどのように見守りをすすめるのかを具体的に話し合うことが大切です。必要なら何度も足を運びましょう。

【マップを生かした見守りその1】

A地区では、地域支え合いマップづくりで閉じこもりがちな高齢者に気づきました。そこで、本人と古くから付き合いのある近所の知人を見守りのキーパーソンにし、週に1回は訪問することと、また、近隣でさりげない見守りをする事、地域サロンへ誘う声かけをすることになりました。

【マップを生かした見守りその2】

B地区では、福祉・防災マップを作成後、必ず防災訓練をして検証をします。訓練は、マップの検証とともに、幅広い住民への啓発や、お互いに声をかけあう関係づくりにつながっています。

その5 発見ルートを確立する支援をしよう

見守りで気づいたことを、どんな時、誰に伝えればよいのか、ルートが決まっていますか。ルートづくりは、安心して住民が活動し、情報を福祉専門職につなげることに繋がります。

《福祉台帳編》見守りのための情報を整理しよう

福祉台帳の目的は、福祉マップ同様、作成を通じたニーズキャッチと、それを生かした日ごろの見守りです。先に紹介したマップづくりは、地域内の資源や関係を把握するのに優れていますが、気になる人の情報を詳細に把握するには福祉台帳が役立ちます。

住民が台帳を活用しやすいよう、また本人の同意を得て普段の見守りや災害時に生かす必要最低限の情報が集約できるよう、福祉専門職と行政は住民と一緒に活用と管理のルールを考えましょう。

ここでは、災害時要援護者登録制度とセットで福祉台帳づくりをすすめている事例を紹介します。

全集落で福祉・防災マップを作成(香美町社協)

香美町社協では、社協と町行政の福祉と防災部局が協議し、すべての集落で「要援護者登録」をすすめています。要援護者本人の同意のもと、情報は区長(自治会長)と集落の福祉委員長、自主防災組織長、民生児童委員、行政、社協が共有しています。

また、この情報をもとに、福祉・防災マップを2種類作成。「資源・危険箇所マップ」は集落内全住民に配布、「ささえあい・要援護者マップ」は区長や民生児童委員などが保管して普段の活動に役立てています。

社協では、集落での福祉・防災マップづくりに出向き、話し合いの場を支援するとともに、「福祉・防災マップ登録・更新マニュアル」や「個人情報保護と情報共有についてのガイドライン」を作成し、集落内で登録情報やマップを有効に活用した見守りができるようにサポートをしています。

★P.56～68にマニュアルやガイドライン資料を掲載しています



災害時要援護者台帳づくりから見守りへ(加西市社協)

加西市社協では、市と協働で近隣の助け合いをすすめるための「あったかシステム」を支援しています。システムの基本は、隣保単位の「あったか班」、あったか班長が問題を持ち寄って話し合う自治会単位の「いきいき委員会」、小学校区単位の「はつらつ委員会」での活動です。

見守りや支え合いに生かすために、従来から「福祉を高める運動」として民生児童委員が毎年、福祉台帳づくりに取り組んでいました。平成23年度からは、市の危機管理課と協議をし、「災害時要援護者台帳」と従来の福祉台帳を一体にして作成しています。

現在、これらの情報を共有した日常の見守りへの生かし方が検討されています。

見守り
こぼれ話

Vol.6

個人情報の保護と情報共有

見守りをすすめるためには、個人情報の収集と共有は不可欠です。個人情報やプライバシー尊重を理由にそれらを出さないようでは、表面上の交流しかできません。

「個人情報を聞き出すこと自体ができない」という向きもありますが、それは誤解です。お互いの関係性を大切に、プライバシーに配慮した取り扱いをすればよいことを住民に伝えましょう。

また、情報がどうして必要なのか、自分から「助けて」が言える人を増やすための学習・啓発活動もすすめましょう。

■住民による見守りと個人情報の取り扱いの留意点

その1 本人との信頼関係を大切に、個人情報の収集と活用について同意を得よう

利用の目的や管理の方法、利用の範囲を本人に説明し、同意を得ましょう。これは、口頭でもかまいませんが、その場合は同意した日や同席した人の氏名などを記録しておくといよいでしょう。

その2 福祉マップや台帳の管理ルールを決めよう

福祉マップや台帳は、必要最低限の人・機関が保管し、次のようなルールを決めて細心の注意を払いましょう。

- 管理者は誰か
- 保管者は誰か
- 保管場所と方法は(複写の制限)
- 万一、紛失や盗難にあった場合の手続き など

その3 情報の共有ルールを決めよう

必要に応じて関係機関・団体と情報を共有しなければ、日常的な見守りを連携しておこなうことができません。

本人の同意を得た上で、事前に共有する相手先を特定するなどの共有ルールも決めておきましょう。

なお、災害時や命の保護が必要な緊急時には、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することができます。

Q.本人の同意が得られない場合はどうしたらいいの？

本人が信頼を寄せる住民から説明をしても同意が得られない場合や、訪問自体を拒否される場合、行政や福祉専門職が同行することが望ましい場合もあります。それでも同意が得られない場合は、台帳への掲載は無理強いせず、さりげなくそっと見守るよう住民に伝えましょう。普段の挨拶や地域の催しの際に声をかけつつ、郵便物のたまり具合などでゆるやかな見守りを心がけます。

Q.個人情報とプライバシーはどう違うの？

個人情報は、個人を特定できる情報で、たとえば断片的であったとしても住所や電話番号や性別など、ある個人を特定するのに足りる情報を指します。プライバシーとは、①私生活に関する情報、②一般的には知られていない情報、③一般人なら公開してほしくない情報です。たとえるなら、「封書の表面の宛名や発信者の情報」が個人情報、「封書の中身」がプライバシー情報です。

方法5 身近な相談・情報窓口づくりのススメ

見守りで気づいたことをつなげる先をつくろう

「ちょっとした困りごとを気軽に相談したい」「どこに相談したらよいのかわからない」という住民の声にこたえる相談・情報窓口を身近な地域につくることが、せっかくキャッチした困りごとや気づきを埋もれさせないポイントです。

まずは、住民が見守りで発見した困りごとやニーズを誰につなぐのかというルートづくりに、社協や福祉専門機関がかかわり、住民に広く周知しましょう。

このほか、県内では住民による「福祉なんでも相談窓口」を設ける、地区助け合いセンター（ボランティアセンター）を設置する、公民館や県民交流広場の拠点などで福祉の情報ボードを設けて相談先を住民に知らせるなどの工夫をしている地域もあります。



住民による「なんでも相談『やまびこ』」の様子と住民に配布されている「福祉おたすけまっぷ」(川西市グリーンハイツ地区福祉委員会)

ワンポイントアドバイス

その1 発見ルートを確認しよう

住民が見守りで発見した困りごとやニーズをつなぐ先を住民リーダーと話し合っ
て、それを広く周知するよう働きかけましょう。

これは、見守りの担い手を増やすことにもつながります。漠然と「見守りましょう」
では、見守りの担い手も広がりにくいですが、具体的に誰と連携すればよいのかが分
かると、相互にコミュニケーションをとりながら、見守りがすすみやすくなります。

その2 福祉専門職は最後の砦。住民からの相談を逃げずに受け止めましょう

住民だけで見守り・支え合うことに不安がある場合、それを支えるのが福祉専門職
の役割です。しかし、これは一人の福祉専門職、特定の専門機関が抱え込まなけれ
ばいけないということではありません。本人や地域住民の安心感を生むかかわりの
ためにも、福祉専門職がチームを組んで、一緒にかかわることを心がけましょう。

住民による「地区助けあいセンター」(伊丹市社協)

伊丹市内の17小学校区中、9地区に「地区助けあいセンター(=ボランティアセンター)」が設置されています。地区助けあいセンターは、住民の共助をすすめる拠点として、平成17年度から市社協が設置を働きかけ、支援してきました。

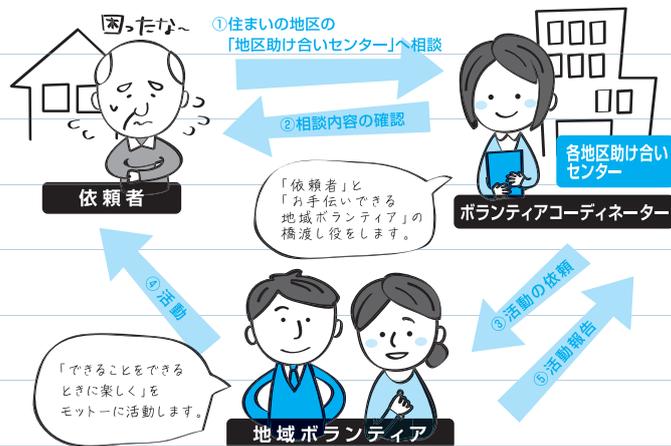
9地区中4地区では、相談の受付やボランティアコーディネート住民がおこなっています。それぞれの地区助けあいセンターには平均50人の住民がボランティア登録し、多いところでは年間35~40件の相談があります。

地区助けあいセンターができたことで、自治会などの地域組織と直接的なかわりがない住民のニーズ発見がすすんでいます。とくに、子育て中の母親や障害をもつ住民など、ふれあいサロンなどの交流活動だけで把握できない層の住民の困りごとへの対応が増えました。

活動層にも変化がありました。いわゆる個人参加のボランティアが増えたのです。

地区助けあいセンター運営のカギは福祉専門職のサポート体制。住民だけで対応が難しい相談は福祉専門機関がかかわり、市社協職員がその橋渡しを担っています。

【活動までの流れ】



【エレベーターのない団地のゴミ捨てサポート】



地区助けあいセンター対応ケース1

乳児の通院支援から見守りへ

引越して間もない重病の乳児を抱える母親から地区助けあいセンターに相談が入りました。遠方の病院への運転中に、子どもを同乗して見守って欲しいという内容でした。

共感したボランティアの熱心なかわりによって、「伊丹のお母さん」と母親が慕うほどボランティアと良好な関係が築かれ、母親の育児不安の軽減と、地域での継続した見守りにつながりました。

地区助けあいセンター対応ケース2

身体障害をもつ娘の起き上がり支援

身体障害をもつ娘の起床時の起き上がりを支援して欲しいという高齢の両親からの相談が地区助けあいセンターに入りました。

話を聞くと、いつも介助している両親が腰を痛めたため、臨時的に手伝って欲しいとのこと。近所のボランティアでチームを組み、支援体制をつくりました。これをきっかけに日常の見守りと本人たちの安心感につながりました。

方法6 事業者との協働のススメ

生協、宅配・郵便・新聞事業者、福祉事業者と協働で発見力を高める

「見守りを拒否する人もいる」「集落内の民家が点在していて、しかもお年よりばかり。日常的な見守りなんてできない」という住民の声もあります。

住民の見守りだけに頼るのも限界があります。住民同士ができる範囲でお互いを気につけたゆるやかな見守りをすすめてつ、福祉専門職や有償の福祉サービス活動者のほか、郵便・新聞配達員や水道メーター検診員、生活協同組合や乳飲料宅配員などの事業者と重層的に見守りネットワークを組むことが有効です。これらのネットワークの基盤づくりは行政の役割です。

兵庫県内では、9自治体で事業者とのネットワークによる見守りをすすめています(平成24年兵庫県社協調べ)。



宝塚市では、市、市社協、地域包括支援センターの連携のもと、生活協同組合コープこうべ、近畿中央ヤクルト販売会社、新聞販売店、郵便事業株式会社やローソンなど169事業者が協力して見守り支援を実施!

(平成24年度現在)

一人暮らし高齢者のお宅を訪問した際は、普段とお変わりないか、お客様の様子を観察するように心掛けています。これまで何件か、「気になる方」を社協に連絡させていただきました。

(近畿中央ヤクルト販売株式会社 諏訪真理さん)





見守り情報の共有・話し合いの方法

方法7

解決のヒントをみんなで探そう 「地域見守り会議」のススメ



発見の次は話し合い

見守りが必要な人、気になる人を把握できたら、「どんな困りごとがあるのか」「誰がどんな協力体制で見守るのか」を話し合います。

これが「地域見守り会議」です。地域によっては「福祉井戸端会議」とか「地域支え合い会議」「小地域ネットワーク会議」など、住民が親しみやすい名称ですすめています。会議といっても形式ばる必要はありません。

「地域見守り会議」は地域福祉活動のバロメーター

「会議なんて住民の負担感になるのでは」という意見もあります。

でも、見守りで気づいたことを共有する場がなければせっかく始めた見守りも長続きしません。見守りを一過性の活動に終わらせないためには、**住民が課題を話し合い、解決の手立てをつくるための「地域見守り会議」のような合意形成の場が不可欠です。社協の支援プログラムに位置づけてアプローチをはじめましょう。**



ワンポイントアドバイス

その1 顔がみえる地域で定例開催をしよう

地区社協や福祉委員会などの小地域福祉推進組織がある地域は、まずは定例会で「見守り」をテーマにした話し合いを行うことを働きかけるとよいでしょう。組織がない場合は、当面は「ふれあいいいききサロン」の普段の運営メンバーに、民生児童委員や福祉委員、自治会長を交えて話し合いの場をつくるなどの工夫が考えられます。

ただし、気になる人のことが共通話題にできるくらいのエリアでの話し合いを働きかけましょう。

その2 会議メンバーには気がかりな人を見守っている住民と本人に入ってもらおう

見守りが必要な当事者の様子を話し合うことが目的ですから、活動を通してその人のことを知っている人を会議メンバーにすることが大切です。自治会の役員だけでなく、日常的に支える活動をしている人に参加してもらいましょう。

本人を交えたお茶会などでの話し合いが一番理想です！

その3 住民が運営する会議！キーパーソンを支援しよう

福祉専門職がすべてお膳立てして、進行して、会議記録も作成して……。そうになると、いつのまにか会議は福祉専門職がいないと始まらないなんてことになってきます。あくまでも会議の運営は住民がおこなうことを前提に、最初は足を運んで丁寧にサポートします。とくに、キーパーソンとの相談・打ち合わせがカギです。

〔会議運営の支援ポイント〕

- 1 進行役はできるだけ地域住民が担う
- 2 話しやすいムードをつくる
- 3 できるだけ具体的な困りごとを話し合う
- 4 できていること、可能性を引き出す。達成感づくり
- 5 発言の交通整理、特に継続して話し合う課題の整理

その4 正解は住民がつくる！助言より一緒に考える姿勢を大切にしよう

福祉専門職のケースカンファレンスと違って、課題を見つけるのも対応を考えるのも住民です。福祉専門職として何かアドバイスをしなきゃ、「正しい」結論を導かなきゃと気負う必要はありません。もちろん、本人の視点抜きで話しがすすんだ時の投げかけは必要ですが、原則は住民が話し合いやすい情報提供を心がけましょう。

その5 解決が難しい場合は福祉専門職と一緒に支援体制を組もう

見守りを拒否されるけどかわりが必要な人、住民の見守り・支え合いだけでは安定した本人の生活が難しい人など、解決が長期化・困難な場合には、住民と福祉専門職と一緒に支援できる体制をつくりましょう。

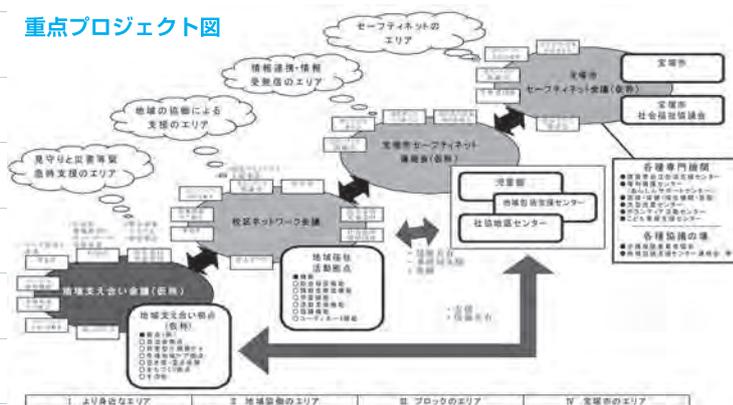
地域見守り会議であがってきたニーズを地域ケア会議などで吸い上げ、問題の早期発見・早期対応、予防につなげることが福祉専門職の大きな役割です。

身近な地域にセーフティネットをつくろう(宝塚市社協)

宝塚市社協では、市域を4層のエリアにわけ、自治会域など住民に一番身近なエリアに設置する「地域支え合い会議」(*)での住民の話し合いを支援しています。

※宝塚市社協では、本書でいう「地域見守り会議」を「地域支え合い会議」と呼んでいます。

重点プロジェクト図



DATA 宝塚市(兵庫県)

- ・人口227,874人、93,847世帯。高齢化率22.9%(平成24年現在)
- ・市内を7つのサービスブロックに区分し、それぞれに地区センターを設置し、市社協ワーカーが地域支援を実施。
- ・20のまちづくり協議会がおおよそ小学校区単位に設置され、社協はコミュニティ活動と福祉活動を支援。

宝塚市社協の見守り支援プログラム

- 福祉コミュニティ支援事業(まちづくり協議会活動支援)
- 自治会見守りネットワーク支援事業
- ふれあいいきいきサロン支援事業
- 地域支え合い会議支援
- 緊急通報・福祉電話
- コープこうべ見守り事業 など

地域支え合い会議をきっかけに見守りがすすんだ事例

宝塚市内のA地区はエレベーターのない5階建ての集合住宅群です。この住宅では、ひとり暮らし高齢者が増え、自治会の役員間でも話題になることが増えてきました。

市社協の働きかけで地域安心マップづくりが計画され、自治会単位で災害時要援護者と支援者の把握を行い、マップに落とししていくこととなりました。すると要援護者に対して支援者が少ないことがわかりました。

そこで、自治会長は役員だけでなく、民生児童委員、老人クラブ、社協、地域包括支援センターに呼びかけ、解決の糸口を見つけるために「地域支え合い会議」を始めました。最初は、お互いに遠慮の中ですすめられましたが、顔を合わせる回数が増えるにつれ、少しずつ気になっている人のことが話されました。

たとえば、一人暮らし認知症高齢者が地域内を徘徊するケースが会議で話し合われました。徘徊し始めたら、必ず自治会長を通して各棟の役員へ連絡が入り、行き先の確認をしよう、住宅外へ行きそうになったら引き止めて、いっしょに散歩しよう、ということに。様子が気になる時には専門機関に応援を仰ぐことになりました。

「地域支え合い会議」をきっかけに、認知症の高齢者の地域内での見守りが具体的におこなわれ、自治会と福祉事業所との連携がすすんでいます。

地域ぐるみの「見守りネットワーク」支援(滋賀県/高島市社協)

高島市では、市地域福祉推進計画で最重点に「地域から孤立をなくすつながりづくり」を掲げ、社協が支援して自治会単位での見守りをすすめています。

●見守りネットワークの基本的な考え方

高島市社協の見守り支援のポイントは、「区長・自治会長、民生児童委員、福祉推進委員の三役合意で地域全体で取り組むこと」「見守り会議を開くこと」。これ以外は集落がそれぞれのやり方ですすめるよう「住民福祉こんだん会」などを通して呼びかけています。

呼びかけから2年。全集落205中、3分1の集落でさまざまな見守りネットワーク活動がはじまっています。

●地域見守り会議のコツは情報把握

ある集落での見守り会議。はじめは何をしつらいかわからない状態でしたが、区長がもっている情報を地図に落とし込むと、具体的な見守りリストができ、積極的な話し合いが始まりました。

また、「うちの地区はみんな顔見知りで問題ない」と言っていた地区も、区長と民生児童委員を交えてマップづくりをしてみると、気になる人が「芋づる式」に出てきて、一気に見守り活動への機運が高まりました。

●住民の見守りを支援する市社協ワーカーのアプローチ

見守りネットワークに取り組んでいない地域には、「住民福祉こんだん会」での丁寧な説明を行い、足を運ぶのを基本にしつつ、高島市社協では広報・啓発に力を入れています。集落にあった見守り方法を映像化して見てもらったり、ハンドブック、DVD、見守り通信など目を惹く編集で見守りのイロハを分かりやすく解説。

そのほか、地域を越え、住民と福祉専門職が顔を合わせて話し合う「見守りネットワーク推進会議」を市域で2か月に1回開催するなど、見守りを全市域に波及する取り組みもすすめています。

DATA 高島市(滋賀県)

- ・面積は琵琶湖とほぼ同じくらい
- ・平成17年6町村の合併で高島市
- ・人口52,571人、19113世帯。
- ・高齢化率27.2%(平成22年現在)

高島市社協の見守り支援プログラム

- 見守りネットワーク活動助成
- 見守りネットワーク推進会議
- 見守り会議開催支援
- 住民福祉こんだん会
- 「たかしま見守り通信」
- 見守りハンドブック
- 見守りフォーラム など



見守り会議での課題共有をきっかけに、個別の生活支援につながっています。

(by. 高島市社協職員)

住民にとって専門職の顔が見え、いざという時の相談相手ははっきりします。

(by. 高島市社協職員)

演習1

事例を読んで、住民の見守りを支援する社協と地域包括支援センターのかかわりのポイントを話し合しましょう。

住民パワーで本人が見守りと地域づくりの担い手へ

民生児童委員から美晴さん(80歳)の様子がおかしいと地域包括支援センターの坂本さんに連絡が入りました。認知症が疑われたので介護申請をしましたが、結果が出るまでの1ヶ月、民生児童委員から依頼を受けた地域のボランティアが、美晴さん宅にお惣菜を持って行くなど、見守りをはじめました。一方、坂本さんが、継続した自宅訪問を申し出たところ、美晴さんはそれを拒否されました。

「このまま閉じこもって症状が悪化するのでは」。

坂本さんが民生児童委員にそのことを相談したところ、地域のボランティアのかかわりで美晴さんがサロンに時々、出かけていることが分かりました。そのサロンには、美晴さんが仕事にしていた洋裁が生かせる役割がいくつもあったので、美晴さんはそれを楽しみにしているとのこと。そこで、坂本さんは、時々そのサロンに行って、美晴さんの様子を確認することになりました。

半年後、この地域で社協職員の兼田さんが地区社協に提案していた「地域見守り活動」が取り組まれることになりました。美晴さんの一件があって、取り組みたいと兼田さんに連絡が入ったのでした。まず、見守りマップで見えた気になる人を、ボランティアと自治会役員らが見守り、異変があれば民生児童委員に報告、そこから地域包括支援センターと社協に連絡が入る仕組みです。社協のサポートを得て見守りマップ学習会が開かれ、美晴さんは地域の人たちに見守られて生活を送ることになりました。

一年経過した頃、美晴さんの認知症状は見られなくなり、反対に地域の高齢者の見守り活動に参加して、地域包括支援センターに情報提供する役割を担うように！美晴さんの元気な姿を見て、住民が活気づきました。地域の結束力が高まったのです。より細かな情報が地域包括支援センターに寄せられるようになりました。社協の兼田さんの提案で、気になることを月1回、集まって報告し合うことになりました。「地域見守り会議」のはじまりです。また、兼田さんのアイデアで、地域の気になる課題をテーマにみんなで地域劇をして、住民に関心の輪を広げようということになりました。

住民による見守りの支援方法はいろんなバリエーションがあります！
第3章ではその基本となる考え方と方法を紹介しました。
演習①をみんなで話し合っ、各市町にあった支援を考えましょう。



第

4

章

ニーズの受け皿づくり ～地域ケアシステムをつくる～

発見されたニーズを受け止め、本人らしい地域生活を実現させる仕組みが「地域ケアシステム」です。

住民の自発性を大切にした小地域での共助と、行政・福祉専門職と住民との協働が、地域ケアシステムづくりには欠かせません。

1 早わかり地域ケアシステム

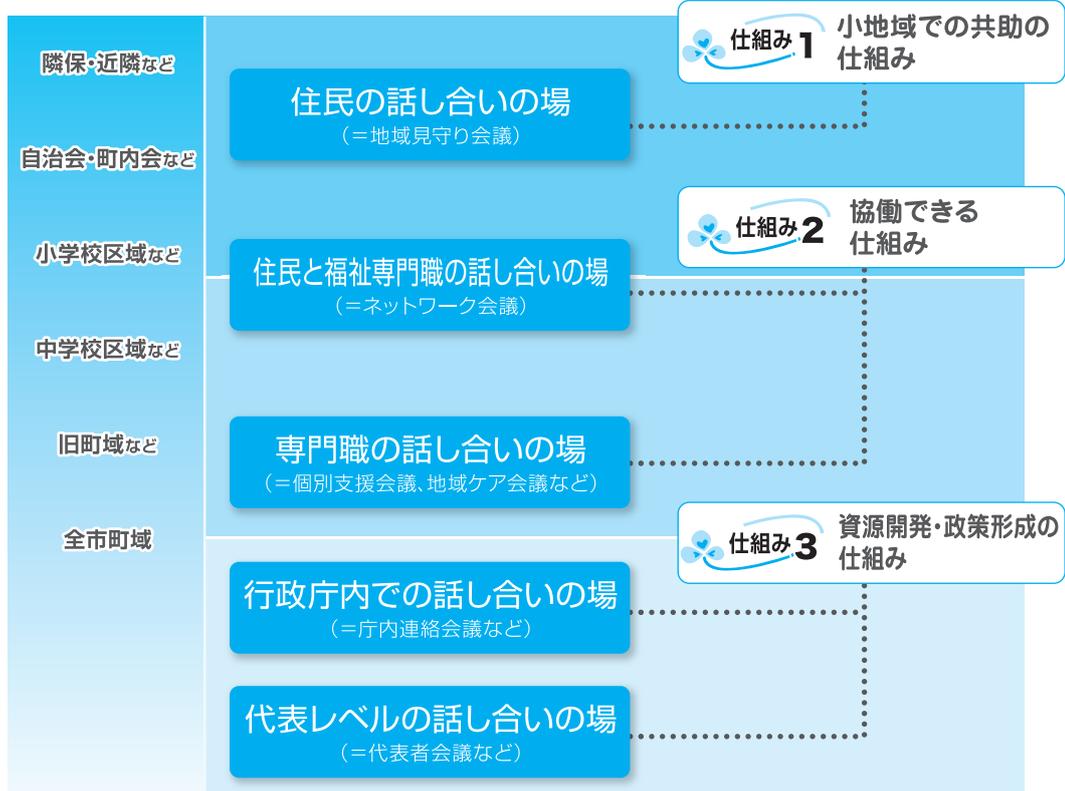
演習1

あなたの市町の介護保険事業計画、
地域福祉計画で定められているエリア(圏域)設定を
調べてみましょう。

地域生活の実現に向けた解決のしくみが「地域ケアシステム」です。地域で発見されたニーズの受け皿ともいえます。

地域ケアシステムを動かすために必要な仕組みは3つです。

地域ケアシステムづくりと3つの仕組み



仕組み1 小地域での共助の仕組み

ニーズの早期発見・早期対応を可能にするのが、「小地域での共助の仕組み」です。これは第3章で解説しました。

課題の早期発見・早期対応が行われる住民の見守りエリア内だからこそ、住民は「自分たちの問題」として自発的な見守り・支え合い活動につなげていくことができるのです。福祉専門職は、自分の担当エリアに住民を集めて会議を開くのではなく、住民の見守りエリアでの協働を心がけましょう。

仕組み2 住民と福祉専門職が協働できる仕組み

ニーズ解決に向けて相互の連携と協働をすすめる場＝話し合いの場づくりが住民と福祉専門職の協働をすすめるポイントです。

次の5つの場のもち方(＝会議の主体・機能・参加者)をそれぞれの市町で整理することが必要です。すでにある会議を活用したり、一部の会議で機能を併わせ持つなど、地域の実情にあわせて考えるとよいでしょう。

福祉専門職が住民と個別課題について話し合うのは、①への参加が基本になります。

- ①住民が気になる人のことを話し合う場(＝地域見守り会議など)
- ②住民と福祉専門職(事業者)が個別課題・地域課題を話し合う場(＝ネットワーク会議など)
- ③専門職が個別課題・地域課題を話し合う場(＝地域ケア会議など)
- ④行政が個別課題・地域課題を話し合う場(＝庁内連絡会議など)
- ⑤住民組織や関係機関の代表者レベルでサービス開発・政策形成を話し合う場(＝代表者会議など)

仕組み3 資源開発・政策形成の仕組み

本人らしい地域生活は、既存の資源を組み合わせるだけでは対応できない場合が多々あります。たとえば、買い物弱者の移動手段の確保、孤立を防ぐための事業者・企業との連携の仕組みづくりなど、市町全体として課題を検討し、必要な資源を開発したり、政策をつくったりしなければいけません。

代表者レベルの政策協議の場を設け、必要に応じて分野別計画や地域福祉計画への位置づけをおこなうことは市町行政の大きな役割です。

また、総合相談の体制をつくり、高齢・障害・児童などそれぞれの制度枠でニーズを切り取らず、制度の谷間や複合ニーズを含めた対応ができる仕組みも必要です。

2 住民と「顔合わせ」「心合わせ」「力合わせ」のために

演習2

福祉専門職間の話し合い以外に、当事者や住民と課題を話し合う場が市町内でどれだけあるのか考えてみましょう。

前ページに記載した「住民と福祉専門職が協働できる仕組み」を動かす5つの会議のうち、特に大切なのが福祉専門職のかかわりが高い下表の会議です。福祉専門職だけでなく本人・地域住民が、「顔を合わせる」ことから、「心を合わせ」、やがて「力合わせ」につながるよう一歩ずつすすめてみましょう。

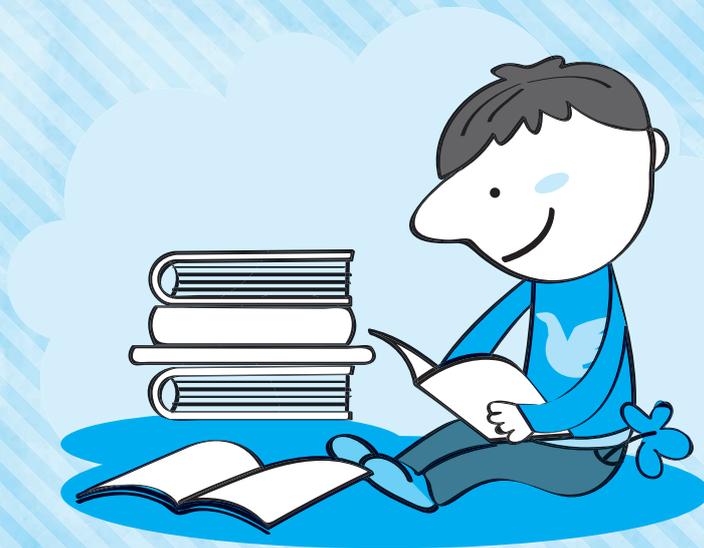
福祉専門職が参加・運営する会議

項目	地域見守り会議	ネットワーク会議	地域ケア会議
主体	住民活動者・当事者 (自治会や小地域福祉組織)	住民活動者・当事者・地区社協など小地域福祉推進組織	専門機関・専門職
場／領域	住民生活の場／ 見守りエリア	住民生活の場／ 小地域福祉活動の基盤 エリア	専門機関の場／ 介護保険上の日常生活 圏域
取り上げる 課題	生活・福祉問題、特に個別課題	生活・福祉問題	高齢者福祉問題
施策／計画	地域福祉計画 プログラム	地域福祉計画 プログラム	介護保険事業計画 プログラム
担い手／ 参加者	住民活動者(社協など コミュニティワーカー が運営支援)／当事者、 住民、必要に応じて福 祉専門職・事業者	社協などコミュニティ ワーカー／当事者、住 民、福祉専門職・事業 者、行政	個別支援ワーカー／ 専門機関・事業者

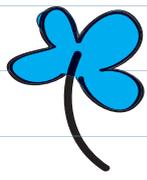
藤井博志氏(神戸学院大学 教授)の作成表を基に一部加筆

地域ケアシステムの要になる3つの仕組みを学びました。
演習①②をまずは社協、地域包括支援センターで話し合ってみましょう。

参考



- 1 見守り活動よくある質問Q&A
- 2 考えただけで楽しくなる!
ふれあいサロン運営のためのチェックポイント21
- 3-1 住民学習ワークシート「ほっとけない!地域づくりを考える集い」演習シート(三木市社協)
- 3-2 住民学習用ワークシート「見守りネットワーク活動パワーアップシート」(滋賀県高島市社協)
- 4 福祉・防災マップ登録・更新マニュアル関連資料(香美町社協)
- 5-1 住民向け見守りチェックリスト(宝塚市社協)
- 5-2 住民向け見守りチェックリスト(島根県松江市社協)
- 5-3 緊急時の対応フロー図(大阪府堺市)
- 6 「小地域福祉活動実践研究会」座談会 住民と協働する福祉専門職の流儀はコレだ!



見守り活動 よくある質問

Q & A



Q1 「見守りを拒否する人にはどのようにかかわればいいのか？」という住民からの質問。どのような対応が考えられますか。



A. 住民には2つの対応をすすめましょう。

1. 本人とかかわりのある人を探して、その人を窓口にした見守りを考える。
 2. 「ゆるやかな見守り」をすすめる。「郵便物がたまっていないか」、「人の出入りがあるか」など外からのさりげない見守りです。P.69～75の資料をぜひ参考にしてください。
- なお、福祉専門職としては、見守りを拒否する人でも健康に問題があったり、生活支援が必要であったりする方には適切な介入をして、民生児童委員と連携した支援をすすめます。しかし、その場合も近隣への働きかけを忘れないようにしましょう。近隣の住民は、時に「迷惑だ」という意識を含めて「気にして」います。いままで気にしてきた近隣住民につなぐ先ができたことを伝え、近隣住民の気持ちに寄り添うかかわりをしましょう。



Q2 民生児童委員には守秘義務があります。見守り対象者の情報の共有はどのように考えればいいでしょうか。

A. 民生児童委員から「情報を出してもらおう」のではなく、住民が「情報をつくる」、つまりご近所同士で知っている情報を出して共有することをすすめましょう。

民生児童委員は、非常勤特別職の公務員にあたり、民生委員法第15条で秘密を守る義務が規定されています。

また、当然ながら行政や福祉専門機関には守秘義務があります。この意味で、守秘義務のある人から情報を提供してもらい、地域で共有するのは限界があります。

地域内で住民が持っている情報を出し合う際、行政・関係機関の情報と住民が持っている情報の整合性を判断してもらうためにも、民生児童委員には参加してもらうよう呼びかけましょう。



Q3 自治会などの地域組織に、見守りの理解が得られない場合はどうしたらいいですか。

A. 日ごろから見守りをしている地域住民に協力してもらい、自治会役員と一緒に地域内の状況を考える場をつくりましょう。

マップづくり(P.30)は、そのための良いツールです。

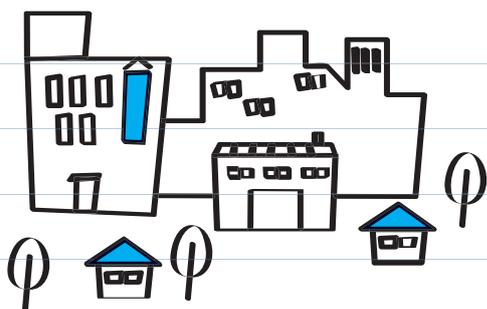
また、「自治会長が一年交代で見守りがすすみにくい」という声もよく聞かれます。その場合は、ボランティア型の見守りを自治会と連携ですすすめます。

なお、「うちの地域に見守りが必要な人はいない」という反応もよくあります。この誤解を解くためには、具体的な課題を目の前に出すこと。気になる人を見てみぬふりをしない関係者の粘り強い働きかけが必要なのはいうまでもありません。

Q4

昼間は地域にいない勤労者層の見守りの参加を考えたいという住民の声。

どのように対応すればいいでしょうか。



A. 勤労者でも子育て世帯であれば、子どもへの見守りには関心があるはずです。

あるいは、離れて暮らす親への見守りには関心があるはずです。

日中の見守りが無理であっても、週末や帰宅途中のゆるやかな見守りには参加してもらえるかもしれません。無理なく見守りに参加できる方法を一緒に考えましょう。

Q5

中山間で高齢者ばかりの地域。どうやって見守りをすすめればいいでしょうか。

A. 中山間地の問題は、地域振興策をはじめとする総合的な施策対応が求められていますが、特に見守りに関しては次のような対応が考えられます。

1. 住民の見守りだけに頼らない重層的な見守り

「福祉事業者、郵便・宅配・新聞事業者、移動店舗などの事業者と連携した見守り」、「福祉専門職による出前相談や講座などのアウトリーチ型の支援」などがあげられます。

2. 離れて暮らす家族との連携

離れて暮らす家族と連絡をとり、何かあれば近隣住民が家族に連絡をとれるよう、双方の関係づくりのサポートをおこないましょう。

3. 広域でのボランティア活動の組織化

買い物支援・移動サービスや居場所づくり(デイサービス)などを住民の仕事づくりにつなげる観点でも検討しましょう。

Q6

災害時要援護者登録を日常の見守りに役立てられますか。

A. 災害時要援護者台帳の整備だけを目的にせず、気になる人を見つける地域の発見力アップを目的に取り組みましょう。

たとえば、台帳をマップづくりにつなげて話し合ったり、台帳づくりで気づいた課題—認知症高齢者の日常の見守りや、孤立しがちな住民のこ—をテーマに学習会をしたりすることが地域の発見力を高めます。同意方式で登録を拒否する住民宅に何度か足を運ぶことも、登録を通じた発見力アップと関係づくりです。

なお、災害時要援護者台帳の限界にも留意しなければいけません。なぜなら、更新作業はせいぜい年1回程度で、日々刻々と変化する状況の変化に対応できないからです。年に1回ではなく、日常的に見守り情報を共有するための「地域見守り会議」づくりを働きかけましょう。

考えただけで
楽しくなる!

ふれあいサロン運営のためのチェックポイント 2 1

必ずしもすべてのチェックが入る必要はありませんのでご安心を!

「寄り場・溜まり場・みんなの場!」の12のチェックポイント

- 1 閉じこもりがちな方や孤立しやすい方(ひとり暮らし高齢者・虚弱高齢者・子育て中の親子・障がいがある方など)のことを大切にしている場になっていますか。
- 2 参加者が「お客さま」にならないように、役割づくりを意識していますか。
★たとえば「座布団を用意する」「片づけをする」「お茶を入れ合う」など場づくりへの参加も「役割」づくりです。
- 3 自治会回覧やチラシの配布などでサロンの存在を広く知ってもらう工夫がありますか。
- 4 特に「気になる」お誘いしたい人に、声かけしたり、友人から誘ってもらったり、「参加してみたい!」と感じてもらう工夫がありますか。
★チラシの手渡しやサロンでつくった物を手渡すなど、気持ちを伝えると効果的です!
- 5 体の不自由な方も参加しやすいように気をつけていますか。たとえば、会場内で快適に過ごせるよう気にかける・家の近くまで出迎える・移動手段を確保するなど。
- 6 参加しなくなった人や参加の回数が減った人、普段サロンに参加しないが気になる人などを見つけたときは、みんなで話し合っていますか。
★民生児童委員や地域の役員さんなどに相談するのもひとつの手です
- 7 みんなが気軽に参加しやすい範囲を“サロンにお誘いする範囲”としていますか。
- 8 「出入り自由、おいしいお茶とおしゃべりを楽しむ」「参加者が一緒になって歌や演芸を楽しむ」「心のこもった手づくりの食事をみんなで楽しむ」など、形にこだわらないのが「住民流」です。参加者の意見を取り入れる工夫を行っていますか。
- 9 身近な生活情報(行政などからの情報)をわかりやすく伝える工夫をしていますか。
★文書や広報だけでは必ずしも全員が理解できるわけではありません
- 10 「健康」は誰にとっても一番の関心事。気をつけたい病気の話や血圧チェック、体操など体のことを意識した工夫がありますか。
- 11 「赤ちゃんと高齢者との交流」は人気のプログラム。普段出会うことの少ない人同士がつながりあえる場づくりを意識していますか。
- 12 何よりも、サロンへの参加をきっかけに近所同士で顔見知りになれる関係づくりを意識していますか。これが大事です!

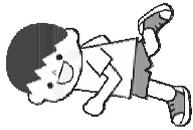
ひとりで抱えず、みんなで支える。サロン運営の9つのチェックポイント

- 1 地域で幅広く協力者を募り、みんなでサロンを支える雰囲気づくりをしていますか。
- 2 民生児童委員や地域の役員さんなどと常に連絡を取り合っていますか。
- 3 継続のために、定期的な運営会議(世話人同士の相談)を開催していますか。
- 4 運営費は参加者からの会費で賄える範囲となっていますか。
★他からの寄付金や協力金などを得るようにすると活動に広がり生まれやす!
- 5 もしものときのために「ボランティア保険」などの保険を活用していますか。
- 6 営利活動、宗教活動、政治活動とは切り離して活動するようにしていますか。
- 7 サロンで集めたお金やその使い道について、参加者に知らせる工夫をしていますか。
- 8 みんなで、住民が支え合う「豊かさ」や「力強さ」「大切さ」を分かち合っていますか。
- 9 サロンで参加するすべての人(活動者も含めて)に感謝の気持ちをもっていますか。

「ほっとけない！」地域づくりを考える集い ホップステップジャンプシート

ホップ

「〇〇な
気になる人がいる。」
「〇〇な人達が
放っておけない！」



ステップ



気になる人、心配な人、ほっとけない人をほっとかない、
誰もが安心して暮らせる地域づくりにむけて…
問題解決策を考えよう！

ジャンプ



「制度で支える？地域が支える？」
「支える上で何が課題？」
「どんな取り組みや仕組みが必要だろうか？」
「地域の自治会、団体がどのように力を合わせる？」

気になる人、心配な人、ほっとけない人はた
くさんいるけれど…

みんなが特に気になる

について考えよう

みんなが特に気になる

について考えよう

みんなが特に気になる

について考えよう

●あなたの意見が誰かの新しい気づきになるかもしれません。気づくこ
とで人や地域は変わります。あなたの身近な地域でほっとけない人をど
んどん話してください。

●今日、解決策が見つかるとは限りません。解決策
に向けた糸口を探しましょう。そのためには、思っ
ていること、考えたことをたくさん意見交換するこ
とが大切です。出来るかどうかはその次の話です。

- ①各自ですぐに出来ること、さっそく明日から実践しよう！
- ②持ち帰って自治会や市民協議会、地域のみんなと相談できる先に
持ち込んで取り組みを考えてみよう。
- ③社協が開催する「地域の課題探しワークショップ(別紙参照)」を
ぜひうちの地域でやってほしいと手をあげていただくのも方法の1
つです。お気軽にご相談ください。

見守りネットワークのススメ

見守りネットワーク活動が始める前のみんなの話し合い

見守りネットワーク活動パワーアップシート

1. 地域の気になること・困りごとを考えましょう。

皆さんにとっての困りごとは、支援の必要な方にとっては「もっと困っていること」かもしれません。今、皆さんの区・自治会ではどのような気になることや困りごとがあるか、みんなで話し合ってみましょう。

- 地域のつながりが弱くなっている。
- 高齢化が進んで一人暮らしの人が増えている。
- 地域の行事(祭りや文化祭、運動会など)ができなくなってきた。
- 地震や水害などの災害が起こったらどうなるか心配。
- 冬の雪かきができない家庭が増えてきた。
- 買物や通院が不便な人がいる。
- ゴミ出しや家の周りのそうじが大変な人がいる。
- 自宅に閉じこもり気味の人がいる。
- ふれあいサロンやおしゃべり会に来ない人が気になる。
- 田畑の管理ができなくなってきた。
- 子どもが少なく、遊んでいる姿を見なくなった。
- その他
 -
 -
 -



2. どのような方に見守りが必要でしょうか。

地域で気になる方、心配な方はどれだけいらっしゃるでしょうか、一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障がいや病気の方、小さいお子さんのいる家庭など、プライバシーに配慮して話し合しましょう。

- 一人暮らし高齢者、高齢者世帯
- 家族と一緒にだが日中は一人の高齢者
- 話し相手のいない方
- 障がいのある方
- 小さいお子さんのいる子育て家庭
- 病気などで長期療養中の方
- その他

- ・
- ・
- ・



みなさんの区・自治会はどうでしょうか？

表に書き込んでみましょう。(ご不明な場合は社協にお問合せ下さい)

年少者数	人	%
生産者数	人	%
高齢者数	人	%
合計	人	100%

- ・10年前と比べてお住まいの地域はどのように変化していますか？
- ・10年後の地域はどうなっているか、皆さんで話し合ってみましょう。
- ・単身・夫婦のみの高齢者世帯は何世帯あるか話し合ってみましょう。

3. 日頃から地域でおこなっている福祉活動を見直しましょう。

福祉推進委員会の活動やお祭りなど、地域住民の交流が生まれる活動にどのような方が参加されていますか。回数や内容を見直し、「今出来ていること」を工夫することで、見守りができるようにする方法を話し合しましょう。

地域の福祉活動について

- 1年を通してどのような内容の活動がありますか？
- その活動を進めているのは、どのような方々ですか？

ふれあいサロンについて

- ふれあいサロンは年に何回おこなっていますか？
- どのような方が参加されていますか？
- 参加されていない方はどのような方ですか？
- 男性と女性の参加者の割合はどうなっていますか？

地域の行事について

- 住民の方が集まる行事は年に何回ありますか？
- 最近、行事を維持することが難しくなってきたと思いますか？



4. 一人ひとりの暮らしを支えていくために、工夫できることはなんでしょう。

「今出来ていること」にプラスして、一人ひとりを支える活動としてどのようなことが地域にあるといいか話し合みましょう。

●すぐにできること

●時間はかかるが、将来あるといいこと

●地域(住民)だけでは難しいがあればいいこと

5. あなたが思う、安心・安全に楽しく暮らせる理想のまちの姿を考えましょう。



香美町社会福祉協議会作成

「福祉・防災マップ」登録・更新マニュアル 個人情報の保護と情報共有についてのガイドライン

【内 容】

I. 集落福祉活動と防災・減災活動

- (1) 地域の見守り・支えあい活動は、
災害時に生命とくらしを守るすばらしい“目力”
- (2) 災害時に何ができるか
- (3) 災害時、一人も見逃さないために
- (4) 具体的な活動例

II. 福祉・防災マップ及び、ささえあい・要援護者登録

- (1) 福祉・防災マップとは
- (2) 福祉・防災マップの活用は
- (3) 個人情報の保護について
- (4) 福祉・防災マップの要援護者登録の更新
 1. 更新の手順
 - ささえあい・要援護者登録申請書について
 - 資源マップの更新について
 2. 新規登録について
 - 新規ささえあい・要援護者登録を進める
 3. 報告について
 4. 報告用書類について（社会福祉協議会へ提出する書類）
 5. その他

○福祉・防災マップ及びささえあい・要援護者登録運用表

III. 個人情報の保護と情報共有についてのガイドライン

様式 ささえあい・要援護者登録申請書

I. 集落福祉活動と防災・減災活動

災害被災地の事例によると、日常の集落福祉活動や福祉活動の組織化が活発な地域では、安否確認や避難誘導、避難所生活での支えあいがスムーズであると言われています。（平成19年10月19日 集落福祉活動研修会 (有)コラボねっと代表 石井布紀子氏の講演より抜粋）

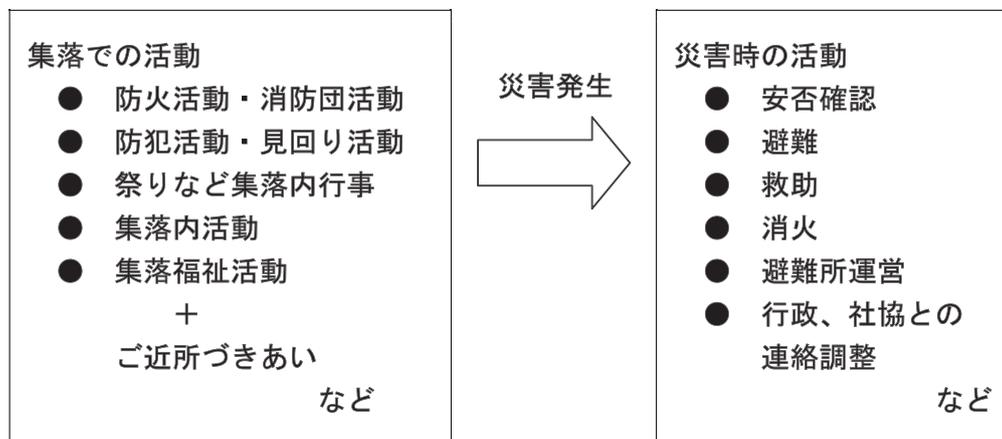
(1) 地域の見守り・支えあい活動は、災害時に生命とくらしを守るすばらしい“目力”

日常よりも外部の人との連携は深まりますが、何といたっても集落の活動が最大の力になります。

～被災地の事例より～

- 多くの被災者の生命を救っています。
- 絶望と不安を抱える被災者の気持ちと大変さを和らげています。
- 外部支援を上手に活用しています。
- 社会福祉協議会や行政と連携しながら、より効果的な対応を生み出しています。

日頃の活動が非常時の底力！



○集落福祉活動の充実が災害時の防災・減災に底力を発揮することとなる。

○すばやい安否確認が実現。福祉活動が機動力となる

○集落での活動者は初期対応後、ボランティアに支援を委ね、情報提供役となる

(2) 災害時に何ができるか

- ① 災害がおこる前にできること（特に水害時）
 - I 事前の連絡、避難誘導
水害時は、悪天候による暴風雨や豪雨等による河川水位の情報や、地滑り等の災害発生危険予測が、テレビや地区（自治会）放送、行政放送等により、事前に知ることができ、事前連絡が可能です。
- ② 被害が発生した直後、行うこと（3・3・3の法則）
 - I 発生から30分：まずは、自分と家族の安全確保。一時避難場所へ。
 - II 発生から3時間：最も危険な人（困難を抱えやすい人）の発見・救出
 - III 1～3日：全ての人の安否確認・避難
(トイレ、衛生管理、食事管理、くらしの整備)
 - IV 2～3週間：避難生活の安定（法則外の目安）

災害時に困難を抱えやすい人

- ① 高齢者
 - ② 障害のある人（視覚・聴覚・身体・精神・知的・内部）
 - ③ 透析、糖尿、高血圧など疾病のある人
 - ④ 子ども、妊婦
 - ⑤ 外国人
- 素早い対応が求められます

(3) 災害時、一人も見逃さないために

- ① 一人ひとりが自分と地域を守り、助け合おうとする機運を育てておく
 - I 見守り活動の大切さを理解する
(救出や救護（たすけあい）などは外部支援に委ねることも考える)
 - II 一時集合場所や連絡方法を決めておく
 - III 日常の活動を活かした連絡網を複数作っておく
- ② 集落での組織化を進め、孤立しないようつながりを深めておく

(4) 具体的な活動例

- ① 福祉・防災マップ・台帳の整備
(災害時、困難を抱えやすい人や危険な場所、避難場所などがわかるもの)
- ② 連絡網・避難グループづくり
- ③ いきいきサロンや見守り活動の強化

Ⅱ. 福祉・防災マップ及び、ささえあい・要援護者登録

(1) 福祉・防災マップとは

香美町の高齢化率は30%を超え、少子・高齢化社会は年々急速に進んでいます。少子・高齢化が進むと、家庭内や地域内に多種多様な困りごとが増えてきます。福祉・防災マップは地域づくりを進め、地域の防災意識を高めることに役立ちます。

- 目的
1. 福祉・防災マップは地域づくりを進め、地域の防災意識を高めます。
 2. ささえあい・要援護者マップを活用した支援体制および見守り体制づくりを進め、平常時における住民主体で進める集落福祉活動が災害時要援護者支援において重要であることを理解するとともに、持続可能な活動の展開を促します。

(2) 福祉・防災マップの活用は

福祉・防災マップは、地域の中で「どこに何があるか」「どこにどのような状態の方がいるのか」ということが把握できます。



住民主体で行う、平常時の見守り活動やたすけあい活動に役立てることができます。



もしもの時に、素早い対応、判断、優先順位が付けやすくなります。また、関係機関との連携、情報収集・伝達にも役立ちます。

□ 活用の具体的な事例 □

- ・福祉委員会や役員会などで要援護者登録されている方の情報を共有して…
 - 1) 安否確認で訪問する。
 - 2) ゆるやかな見守りを行う。
 - 3) 全町あがての避難訓練の際、登録されている方をどのような方法で避難誘導するか検討する。

(3) 個人情報の保護について

申請書に記入した個人情報及び、申請書に基づき作成された福祉・防災マップ（ささえあい・要援護者マップ）は、前述したねらい・目的以外に使用しないこと、個人情報の漏洩や第三者への提供を防ぐことを徹底します。

同意書

私は、標記申請書の内容を災害時の救援活動、平常時の見守り活動、防災訓練等に役立てるため、区長（自治会長）、集落内の自主防災組織の長、民生・児童委員会、香美町、香美町社会福祉協議会が情報を用いることに同意します。

年 月 日

区 長（自治会長） 様

氏 名



上のような記入欄が要援護者登録用紙に記載されております。

つまり、申請書はこの同意書に記載されている者以外は持つことができません。

しかし、活用方法で述べたように、平常時の見守り活動に役立てて行くには、情報は必要です。福祉委員会などでの情報共有は可能です。

□ 情報共有の方法

● してよいこと（○）

① 原本の閲覧はよい

（申請書、及び申請書に基づいて作られた福祉・防災マップ）

② 申請者の一覧は見てもよい

※ 福祉委員会などで情報共有をして、平常時の見守り活動などに活用できます。

● してはいけないこと（×）

① 原本のコピー

※ 集落福祉活動の中心者である福祉委員長・福祉委員は原本のコピーを持つことができません。

では、上記されている「第三者」は誰を指すの？



集落福祉活動に関わらない者とし、福祉委員長、福祉委員とは解釈しません。

第三者とは、例えば「販売業者」などを指します。

(4) 福祉・防災マップの要援護者登録の更新（更新の手引きにも掲載）

更新作業は毎年1回行います。区長（自治会長）、福祉委員長、福祉委員、民生・児童委員、民生協力委員などが集まり、福祉委員会の中でご相談の上、作業を進めて下さい。

高齢化率がどんどん上昇してきている香美町では、1年の間に必ず何らかの変化があると思います。

1. 更新の手順

○ ささえあい・要援護者登録申請書について

下記の内容について、訪問による確認や福祉委員会の話し合い等により確認をお願いします。

① 現在登録されている方の中で転居、長期入院、死亡された方がないか

→ある場合は、それぞれの方の登録申請書「集落処理欄」に変更内容を記入します。合わせて福祉・防災マップ（ささえあい・要援護者マップ）の表示を抹消します。（該当する世帯の表示に矢印で引っ張り、死亡、転居とマークの横に記入）

● 登録申請書集落処理欄の記入例

更新年月日	更新内容
H24. 6. 15	転居により登録抹消

② 登録申請書の記載内容に変更がないか

→世帯の状況、緊急連絡先、要援護ランク、集落の地域支援者の記入欄に変更がある場合は、変更のあった内容をそれぞれの方の登録申請書裏面「集落処理欄」に記入します。

→要援護ランクに変更があり、地図上の表示に変更が生じた場合は、該当する世帯の表示に矢印で引っ張り、変更内容を記載してください。

例) (緑) → (黄) へ変更

色がない場合は、地図上にA、B、Cと記入してください。

● 集落処理欄の記入例

更新年月日	更新内容
H24. 6. 15	集落の地域支援者 香美太郎から香美二郎へ変更 住所 ○○区○○ 電話 ○○—○○○○ 世帯の状況 一人暮らしへ変更

③ 死亡者・長期入院者・転居者の申請書の処分

→次回更新時までには保管し、更新時に各自がシュレッダー処分してください。
各自での処分が困難な場合は、社協に持参して処分してもよろしいです。

④ 更新時期は

→毎年6月～7月（年1回）

更新時期以降に把握した情報は、区長（自治会長）が管理しておき、次年度の更新時に同意書欄に記載されている機関が共有をします。

○ 資源マップの更新について

地域資源は毎年変化するわけでもありません。しかし、新しい道の着工や、道の拡幅工事などあり、数年経てば状況が変わることもあります。

平成24年度を基準にし、3区そろって資源マップの見直しを行います。今後は、3年毎に更新をしていきます。

● マップに掲載する共通項目

	資 源
共通項目	広域避難所、避難所、一時避難所、一時集合場所、 ケア付避難場所、病院・医療機関、公園・広場、AED、 防火水槽・プール等、消火栓、防災倉庫、井戸水等水源
	道路状況（外部支援車両の為）
	救急車等の緊急車両が通れる道、冬場車両通行不能、 人しか通れない
	危険箇所
	地滑り地帯、かん水箇所、大水などの危険箇所

※ 上記以外の資源と思われる項目が、各集落により異なって存在します。
集落の中で日常的に把握しておくことが大切です。

2. 新規登録について

○ 新規ささえあい・要援護者登録を進める

→集落の区内放送や集落の集まり等で周知していただき、対象者本人からの申し出による登録、集落からの訪問や声かけによる新規登録を進めてください。

申請登録書は、集落（区長、自治会長）用「ささえあい・要援護者登録申請書綴」のファイルに入っています。

→新規登録があった場合は、記入されている要援護ランクにもとづき、地図に○印をつけ、Aランク→赤、Bランク→黄、Cランク→緑の色付けをお願いします。色が無い場合は、地図上にA、B、Cと記入してください。

3. 報告について

・更新作業が終わった後は、すみやかに変更のあった方の氏名、変更内容、区分をそれぞれ更新内容報告書に記入し、社会福祉協議会へ報告してください。

- ・集落から報告を受けた後、社会福祉協議会より申請書、福祉・防災マップ（ささえあい・要援護者マップ）の副本（コピー）を持つ香美町役場、民生・児童委員に更新内容を報告します。
- ・福祉・防災マップ（資源・危険箇所マップ）にも変更がある場合は、地図に追加・訂正記入し、合わせてご提出ください。（6頁 マップに掲載する共通項目）

4. 報告用書類について（社会福祉協議会へ提出する書類）

- ・ささえあい・要援護者マップ更新内容報告書
- ・ささえあい・要援護者登録申請書（原本）→新規登録があった場合
- ・福祉・防災マップ（ささえあい・要援護者マップ）→新規、又は登録者に変更があり、表示に修正があった場合
- ・福祉・防災マップ（資源・危険箇所マップ）→資源、危険箇所に変更が生じた場合

5. その他

- ・香美町社会福祉協議会で地図の訂正、登録の手続きが終わり次第、新しい地図及び、お預かりしたささえあい・要援護者登録申請書（原本）を集落にお返しします。
- ・報告書をいただいてから、香美町社会福祉協議会で更新作業を行い、地図が完成しましたら、訂正後の「福祉・防災マップ（ささえあい・要援護者マップ）」は、区長（自治会長）、香美町役場、民生・児童委員へお渡します。「福祉・防災マップ（資源・危険箇所マップ）」は、各集落で全戸配布お願いします。

○福祉・防災マップ及びささえあい・要援護者登録運用表

	所持・管理	更新時期	更新方法	目的・活用	個人情報の保護
福祉・防災マップ	資源・危険箇所マップ ・集落内全住民が所持する ・集会所等に掲示する ささえあい・要援護者マップ ○ 原本 ・集落（区長・自治会長） ○ 副本（コピー） ・担当地区民生・児童委員 ・香美町 ・香美町社会福祉協議会	更新時期 年1回 (6月頃)	申請書の更新に合わせ、変更が生じた場合、更新を行う。 (集落→社会福祉協議会へ連絡) 社会福祉協議会が地図のデータの修正	災害時の救援活動	左記、目的以外に使用しないこと、個人情報の漏洩や第三者への提供を防ぐことを徹底する。
ささえあい・要援護者登録申請	申請書 ○ 原本 ・集落（区長・自治会長） ○ 副本（コピー） ・担当地区民生・児童委員 ・香美町 ・香美町社会福祉協議会	更新時期 年1回 (6月頃)	・新規登録の場合 申請書に記入して頂き登録を行う ・更新の場合 申請書の同意欄は原則更新せず、前回登録した内容を確認し、変更内容を申請書裏面（集落処理欄）に記入する。 ・登録抹消の場合 転居、長期入院、死亡等の場合は、申請書裏面に記入し、抹消を行う。 上記3点の場合 (集落→社会福祉協議会へ連絡)	災害時の見守り活動 防災訓練等に活用	●してよいこと (○) ① 原本の閲覧はよい ② 申請者の一覧は見てもよい ●してはいけないこと (×) ① 原本のコピー

「ささえあい・要援護者マップ」「ささえあい・要援護者登録一覧」
～集落福祉活動に役立てるために～

Ⅲ. 個人情報の保護と情報共有についてのガイドライン

1. 目的

「ささえあい・要援護者マップ」(以下『マップ』という。)、「ささえあい・要援護者登録一覧 (以下『登録一覧』という。)」をもとに見守り活動を進めていくためには、誰が登録をしているか見守り活動に関わる人が知っておく必要があります。

各集落で作成した「マップ」、「登録一覧」の情報管理と有効活用を図ることができるよう、そして第三者（販売業者等）に情報が漏れないようにするためにガイドラインを定めます。ガイドラインを定めることにより、不信感や不安感を払拭して余計なトラブルを防止し、信頼関係を築くことにより、より良い支援につないでいきます。

- 情報管理とは、情報共有方法（情報の収集・処理・伝達・保管・廃棄）を含みます。
- 有効活用とは、情報共有をもとに、平常時の見守り活動を促進し、防災訓練、災害時の救援活動などに有効に活用できるようにすることを指します。

2. ガイドラインの性質

各集落で「マップ」、「登録一覧」を取り扱う際の目安となるもので、これをもとに集落の実情に応じ、話し合いの上、了解できる仕組みを作成することが望まれます。

3. 内容

(1) 情報管理全般に留意すること

- 「マップ」、「登録一覧」は
 - ①複写をしません。
 - ②持ち歩きません。
 - ③自宅での保管場所を決めておきます。
 - ④転出・死亡により不要となった申請書は破棄します。
- 知り得た情報はむやみに話しません。秘密を守ります。(役職が変わっても同様です)
- 「マップ」「登録一覧」のファイルは、役職が変更になったら後任の方に必ず渡します。

区長、自治会長、民生委員・児童委員のファイル

→福祉・防災マップ(ささえあい・要援護者マップ)登録申請書つづり※赤色

福祉委員長、民生協力委員のファイル

→ささえあい・要援護者マップ ※ピンク色

※ 後任がない場合は社会福祉協議会に返却をします。

(2) 情報の共有について

- 福祉委員会で情報共有をします。福祉委員会を円滑に進め、平常時の見守り活動に「マップ」を有効に活用できるよう、新たに平成24年12月より福祉委員長及び民生協力委員に「マップ」を配布します。(災害時に「マップ」、「登録一覧」を管理している区長、民生委員・児童委員に連絡がとれないことを想定した上で、補完するためです。)

※ 集落内での一次的対応は「マップ」があれば可能であることを想定し、「登録一覧」は配布しません。

※ 福祉委員長と民生協力委員を兼ねている方について「マップ」の配布は1部とします。役職が変更になり、追加配布や返却が必要な場合は、社会福祉協議会から該当の方々に案内をします。

(3) 有効活用

- 福祉委員会のメンバーで共有する情報は「登録者の把握（誰が登録しているか確認すること）」とします。見守り活動においては重要な情報は、「登録者の把握」という観点によるものです。

※ 「マップ」、「登録一覧」で確認をします。

※ 「マップ」、「登録一覧」を閲覧することに問題はありますが、複写はしないようにしてください。

※ 確認したことは目的（見守り活動、防災訓練、災害時の救援活動など）以外には使用しないようにします。

- 申請方式をとっているため、集落によっては登録者以外にも見守りや支援が必要な方もいることが考えられます。また、新たに登録をされる方もいることが予測できます。その方々の把握をします。

(4) 災害時における情報の共有

- 「人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合は本人の同意を得なくても個人情報を提供することができる（個人情報保護法より）」と定められています。必要な人や機関に情報提供をします。

4. 付記

- (1) 「マップ」「登録一覧」は、平常時の見守り活動を促進し、防災訓練、災害時の救援活動などをスムーズに行うためのものであることを情報共有する者が共通認識し、上記のことを正しく守ることが必要です。

- (2) このガイドラインは、「マップ」「登録一覧」が集落の実情に合致した活用がなされるよう定めるものです。必要に応じて修正するものとします。

福祉委員会の開催について

- 福祉委員会を定期的に開催することで、集落内の見守りや支援を必要とされる方の情報共有ができます。情報共有することで、集落内の困りごとなども発見することができます。

- 福祉委員会の開催について、社会福祉協議会に連絡いただければ、都合のつく範囲で職員が同席させていただきます。

集落内の困りごとについて

- 集落内の困りごとを把握し、対応が困難な場合はご相談ください。解決に向かうように、一緒に考えさせていただきます。

様式1

ささえあい・要援護者登録申請書

集落名

ふりがな				性別
氏名				男・女
生年月日	明治・大正・昭和	年	月	日生(歳)
住所	香美町			
電話番号	(0796)	—	—	
世帯の状況	1. 一人暮らし 2. 二人暮らし 3. 三人以上の同居(人家族)			
緊急連絡先	住所			
	氏名		電話番号	
	住所			
	氏名		電話番号	

※下記の欄は、集落が記入しますが、ご希望がある場合は、ご記入下さい。 ↓○を入れる

要援護ランク	A	災害時、3~4人の手助けが必要	
	B	災害時、おおむね1~2人の援助が必要	
	C	声かけだけあれば一人でなんとかなる	

※特記事項

同意書

私は、標記申請書の内容を災害時の救援活動、平常時の見守り活動、防災訓練等に役立てるため、区長(自治会長)、集落内の自主防災組織の長、民生・児童委員会、香美町、香美町社会福祉協議会が情報を用いることに同意します。

年 月 日

区長(自治会長) 様

氏名

印

↓ 裏面有

※集落が申請者ご本人と相談の上記入する項目

集落内の 地域支援者	住 所			
	氏 名		電話番号	
	住 所			
	氏 名		電話番号	
	住 所			
	氏 名		電話番号	
	住 所			
	氏 名		電話番号	

※集落処理欄

更新年月日	更 新 内 容

みんなで みまもり みぢかなちいき

～日常のさりげない見守りから サインを発見～

①地域の集まりに顔を見せなくなったとき

以前は、頻繁（または定期的）に姿を見せていた老人クラブや町内会の活動、ふれあいサロン、趣味の集まり、病院、診療所などに急に現れなくなった時がサインです。



②洗濯物が干しっぱなし

洗濯物が夜になっても干したままだったり、逆にいつも干している人が快晴にもかかわらず3日も4日も干していない時もサインとなります。



③屋内の電灯

ベランダや庭に干してある洗濯物と同様に、夜間に屋内の電灯がついているかどうか貴重なサインです。日が暮れて、いつものように電灯がついていなかったり、逆に昼間になっても門灯がつきっぱなしの時がサインです。



④ゴミ出し

ゴミ出しは、当日の早朝から回収の日まで限られた時間に出すため、住民同士で顔を合わせる機会も多くなり、様子をうかがったり、困ったことを聞くことができます。



⑤新聞・郵便・宅配便・配食サービスなど

新聞受けや郵便受けに、新聞や郵便物が溜まってきたら、これも屋内で何らかの異変を知らせるサインの1つです。泊まりがけで旅行に行っていて単なる留守の場合もありますが、ここから孤独死を発見されることがよくあります。



⑥雨戸やカーテンが開かない

数日間雨戸やカーテンが開かなかった場合も、屋内での異変を知らせるサインです。

泊まりがけでの外出や入院という場合もありますが、屋内で倒れている可能性もあります。

民生委員やご家族、共通のお知り合いなどに相談してみましょう。



⑦配管を通じて水の音がしない・テレビの音が聞こえない・

エアコンの室外機の音が聞こえない

マンションやアパートなどの集合住宅では、上下・左右の物音が聞こえることがあります。日頃聞こえることが多い、水の音やテレビの音がしなくなったら、要注意です。泊まりがけの旅行や入院という場合もありますが、屋内で倒れている可能性もあります。管理人さんや、家主さんに相談してみましょう。

また、お互いに顔見知りになってくると、ちょっとした変化にも気づきやすくなります。

①話の中で「死にたい」「もうおしまいだ」「最近やる気がない」などの言葉が聞かれるようになった
→うつ、自殺の願望を抱えている可能性があります。

②出会ったときに、顔色が悪く見える、急にやせた・太った、立ち姿に覇気がない、歩き方が前と違う
→病気の出現、悪化の可能性がります。

③いつも同じ話をする（話につじつまが合わない）、夫婦喧嘩や近所の人との口論が増えた、服装が季節に合わない、いつも同じ服装、体臭がきつい（風呂に入っていない）、家の中が散乱している
→精神疾患、認知症の可能性がります。

④いつも酒のにおいがする
→アルコール依存症の可能性がります。

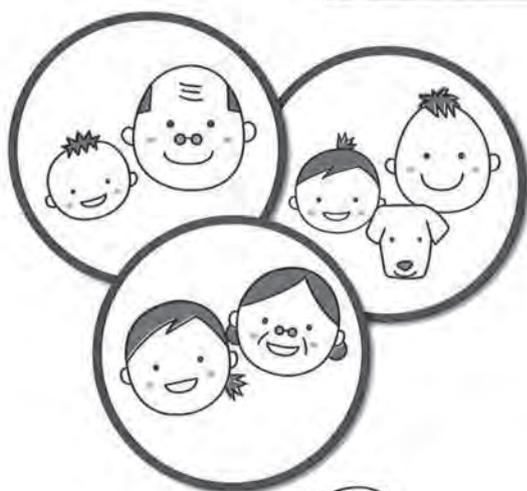
⑤買い物の支払い方にいつも困っている、行政などの手続きができていない
→権利擁護の制度を利用することが考えられます。

⑥いつも子どもの激しい泣き声が聞こえる、夜になっても子どもだけで外で遊んでいる、子どもにあざがある、服装がいつも一緒（汚れたまま）
→児童虐待の疑いがあります。

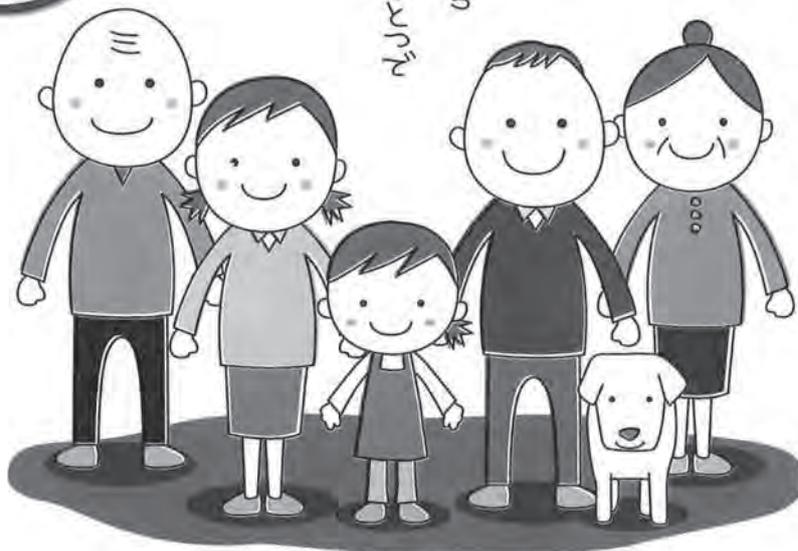
こんなとき
わたしたち
どうするの？

地域のSOS

ご近所見守りチェックリスト



大切な地域だから
あなたの「ニコちゃん」
変わります。



相談窓口

松江市介護保険課	55-5303	松南地域包括支援センター	54-0568
中央地域包括支援センター	24-6878	湖南地域包括支援センター	24-1830
松北地域包括支援センター	82-3160	松江市社会福祉協議会	24-5800
松東地域包括支援センター	24-1810	松江警察署	28-0110

行政各支所、市社協各支所、健康まちづくり課でも相談を受け付けています。

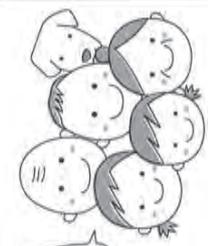
なごやか寄り合い事業 支えあいシート

なごやか寄り合い事業は、人との交流や介護予防とともに、閉じこもり・認知症など早期発見の機会になっています。各会場で気をつけてみましょう。

	気になること	対応方法
からだ	歩いたり、上り下りする時に壁や手すりをよくつかまるようになった。	足腰が弱ってきているかもしれません。市の介護予防教室もあるので地域包括支援センターやかかりつけのお医者さんに相談してみるよう勧めてみましょう。 椅子を準備しましょう。立ったり座ったりを少なくしましょう。 病気が原因の場合もあります。かかりつけのお医者さんに相談することを勧めてみましょう。 歯医者さんでは歯のことばかりでなく、飲み込みのことなど口に関する相談もできます。また、他の病気が原因の場合もあります。歯医者さんやかかりつけのお医者さんに相談することを勧めてみましょう。
	椅子から立つ時に、よく転びそうになる。	
	最近、転びやすい。	
	足が痛い。	
	最近、急に痩せてきた。	
	お茶などでよくむせる。	
認知、コミュニケーション	耳が遠くなった（聞こえない）。	孤立しないように、筆談を取り入れたり、大きな声でゆっくり話すなど配慮しましょう。耳鼻科受診を勧めてみましょう。 日時を書いて渡しましょう。当日に電話や訪問で声かけをしましょう。 認知症のはじまりかも。なごやか寄り合いに参加することで、進行を防ぐ効果もあります。引き続き参加できるよう周りで見守ってあげましょう。 地域包括支援センターに相談して今後の支援の方法（かかりつけ医への相談など）を一緒に考えていきましょう。 ゲームが楽しめるようサポート役をもうけ、あまりルールにこだわらずに行いましょう。
	開催日を度々忘れる。	
	着ている物がチグハグしている。	
	同じ話を何度も繰り返す。	
	財布や鍵のしまい場所をよく忘れる。	
	ゲームなど理解ができない。	
参加していても楽しめない様子だ。	さりげなくその人の気持ちを聞くようにしましょう。	
その他	最近、配偶者が亡くなった。	配偶者との別離は精神的なダメージが大きいので、声かけなどをして周りで気にかけてあげましょう。
	よりあいに参加しなくなった。	原因は色々考えられます。介護サービスなど必要かもしれません。民生委員さんなどと一緒に様子を聞きに行ってみましょう。
	メンバーが固定していて、入りづらい。	初めての人にも参加しやすい雰囲気づくりをしましょう。

※この他にも気になる相談がありましたら、地域包括支援センター、社会福祉協議会の地域福祉担当、市の保健師に相談しましょう。

ご近所見守りチェックリスト



あなたの周りは
どうですか？

緊急度

低い ← → 高い

	見守り	相談	通報
<p>暮らし</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 近隣関係がない <input type="checkbox"/> 生活環境が悪い <input type="checkbox"/> 電話に出なくなつた 	<p>経済状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 同じものを着ている <input type="checkbox"/> 生活が買物になつた <input type="checkbox"/> 子どもが働いていない 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 必要な介護サービスなどを使っていない <input type="checkbox"/> 年金があるのに、お金がないと訴える <input type="checkbox"/> 家族に印紙、通帳を盗られたと訴える <input type="checkbox"/> 家の中に訪問販売があふれている 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 食べるものがほとんどない <input type="checkbox"/> 「金を出せ」「通帳を出せ」と怒鳴り声がする
<p>家族</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 一人で介護している <input type="checkbox"/> 介護者の健康状態が悪い <input type="checkbox"/> 高齢者が独り暮らし <input type="checkbox"/> 老々介護 <input type="checkbox"/> 息子と二人暮らし <input type="checkbox"/> 介護者の性格的に問題がある <input type="checkbox"/> 介護者が朝からお酒を飲んでいる <input type="checkbox"/> 最近、配膳者が亡くなられた 	<p>認知症</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 少しもの忘れが目立つ <input type="checkbox"/> 同じことを何度も繰り返す <input type="checkbox"/> 独居でゴミの分別ができない <input type="checkbox"/> 家族が介護の悩みを周囲に話す 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 深夜に出歩いたり、道に迷ったりする <input type="checkbox"/> 同じものを何度も買ってくる <input type="checkbox"/> 知っている人に初対面の対応をする <input type="checkbox"/> 季節に合わない服装、不適切な履物 <input type="checkbox"/> 介護者が介護疲れを訴える <input type="checkbox"/> 年金、通帳をなくす、管理できない <input type="checkbox"/> 幻覚・妄想がある 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> あざ、けがが癒えない <input type="checkbox"/> 徘徊で危険な目に遭つた <input type="checkbox"/> 大声を上げる <input type="checkbox"/> 店先の支払いをめぐってトラブルになった
<p>身体</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 自由に外出できない <input type="checkbox"/> 筋力に身体に障がいがあった <input type="checkbox"/> 歩きぶりが悪くなった 	<p>健康</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 家族内でけんかが絶えない <input type="checkbox"/> 高齢者に会わせない <input type="checkbox"/> 高齢者に冷淡な態度をとる <input type="checkbox"/> 高齢者に冷暴行を繰り返す <input type="checkbox"/> 介護者が介護疲れを訴える <input type="checkbox"/> 家族が高齢者に暴力をふるう <input type="checkbox"/> 本人が「施設に入れてくれ」という 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 顔色が悪く体調不良がうかがえる <input type="checkbox"/> 髪、ひげ、爪が伸びたままになっている <input type="checkbox"/> 尿臭がひどい <input type="checkbox"/> 顔や手足に内出血や傷がある <input type="checkbox"/> 最近目立ってやせてきた <input type="checkbox"/> 食事を摂っていないと訴える <input type="checkbox"/> 一人で歩けなくなっている 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 怒罵り声、泣き声がする <input type="checkbox"/> 物の飛び交う音がする <input type="checkbox"/> 家族が「のままでどうにかなつてしまおう」と訴える <input type="checkbox"/> 家族が暴力を繰り返す
<p>認知症</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 近見かけなくなつた <input type="checkbox"/> 家から異臭がする <input type="checkbox"/> ゴミがあふれている <input type="checkbox"/> 衣類が汚れたままになっている <input type="checkbox"/> 食事を自分で用意できない <input type="checkbox"/> 昼間でも戸が閉まっている <input type="checkbox"/> 新聞、郵便物がたまっている <input type="checkbox"/> 本人が自殺したいなど発言 	<p>通報</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 電気、ガス、電話が止められている <input type="checkbox"/> 異臭がひどく、害虫が発生する 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> さらけながら外を歩いている 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 家族が「施設に入れてくれ」という



あれ？ いつもと様子が違うみたい…

知っておきたいこと

A. 見守り～異常発知時に確認したいこと

- ① 家族・親族の連絡先
- ② 生活保護の受給
- ③ 緊急通報装置の連絡先
- ④ 住居の状況 (持ち家又は借家)
- ⑤ 鍵の所在
(預けていないか：持ち家なら近所・ヘルパーなど、賃貸なら大家・管理会社など)
- ⑥ 交友関係、近所づきあい
- ⑦ (介護サービスを利用していれば) ケアマネジャー、サービス事業所
- ⑧ かかりつけ医 (診療所、病院)

見て確認できること

B. 異常発知時～危機介入の判断

- ① におい
(ゴミ、腐はいい臭い、ガス漏れに注意)
- ② 新聞や郵便の溜り具合
- ③ 電気・水道・ガスのメーター
→止まっている場合
「滞納」「引越し」「入院・入所」の可能性
- ④ 目撃情報
(近隣、コンビニやスーパーなどの買い物先 など)

孤立死

の可能性も…?

専門機関に相談・情報収集

対応は専門機関と一緒に



C. 危機介入 (注意事項)

- ① ひとりで行動しない (判断しない)
- ② やむを得ず入室する際は、警察・家族・親族・家主など関係者に立ちあっていただく
- ③ 専門機関に連絡を入れる
- ④ 入室する際は、鍵やガラスの修理代など気をつけておく

こんなとき、
どうする？

～鍵の修理の問題～

- ・親類がいれば親類へ依頼する
- ・大家など住宅の管理者がいればその方に依頼する
- ・誰もいなければ、地域の支援者 (自治会、校区福祉委員会など) と相談する

普段から気にかけておきたいこと

1 ネットワークづくり (つなぎ上手を目指して)

区役所・保健福祉総合センター、病院、警察、消防署、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、社会福祉協議会、ケアマネジャー、サービス事業者など

2 見守り・声かけ (見守り上手、見守られ上手を目指して)

寝室、玄関の鍵、生活の行動範囲など

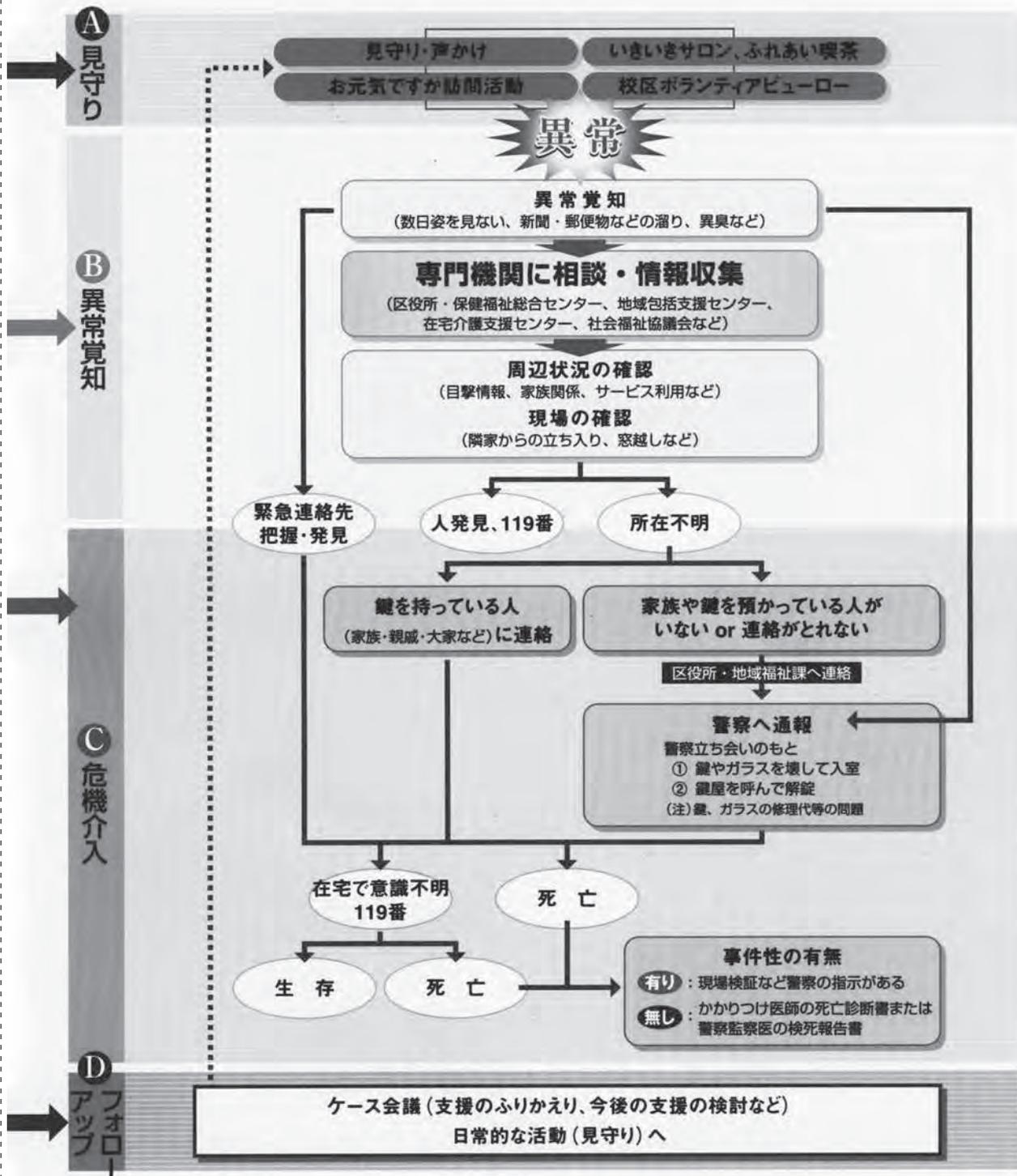
参考 ～緊急対応に役立つ情報～
普段から関係機関とつながっておくことで把握しやすくなります。

- ・ 家族、親族関係
- ・ 居住状況 (転居しているか?)
- ・ 入院したか? 入院した病院は?
- ・ 入所したか? 入所した施設は?
- ・ 救急搬送先
- ・ サービス利用 (ケアマネ、事業所)
- ・ かかりつけ医
- ・ 通院歴 (国保、健保)

※民生委員、専門職向けです

孤立死等の可能性があるケースへの対応〈フロー図〉

日頃の見守りや活動の中で、「もしかして孤立死の可能性もあるかも…」と感じるケースがあった場合に、どのようなチェックポイントがあるのか、どのような流れで対応が進むかをフロー図化しています。



「小地域福祉活動実践研究会」座談会

住民と協働する福祉専門職の流儀はコレだ！

兼田美紀さん（伊丹市社協地域福祉推進室） 井上義幸さん（豊岡市社協但東地区センター）
 山本信也さん（宝塚市社協東地区担当課） 坂本幸枝さん（三木市社協ボランティア活動プラザみき）
 石原雅紀さん（加西市社協地域福祉課） 岩城和志さん（淡路市社協一宮支部）
 波多野好則さん（宍粟市社協一宮支部） 今井裕子さん（香美町社協事業課）

●本人らしい生活支援のカベ

岩城）本人らしい生活を決めるのは援助職ではなく本人。本人にどれだけ確認をとるのがミソ。たとえば・・・。

坂本）初回面接で近所づきあいを把握しているかとか。

今井）本人のことを気にしている近所の人とつながっているか、専門職が民生児童委員に連絡をとり続けているか、みたいなこと。

波多野）専門職がサービスで固めてしまって、本人と住民の関係を壊してしまうことに気をつけないと。ある認知症の高齢者とかかわる民生児童委員から僕が受けた相談では、ケアマネジャーが制度で走ってしまって民生児童委員に相談しなかったの、後からサービス利用を聞いた民生児童委員とトラブルになってしまった。

岩城）生活の継続を支援することと介入は違う。介入のタイミングは案外とふだん見守りをしている住民がよく分かっている。



岩城さん

●インフォーマルはフォーマルの穴を埋めるためにあるのか！？

坂本）『制度が入れないから地域の力を借りたい』という発想になりがち。

山本）住民側もそう思っている面がある。

井上）全体的に『制度を埋めるための地域』になっているのが気になる。本当は逆。『地域の穴（＝課題）を埋めるための制度』ですよ。



井上さん

坂本）そう！足りない資源は住民と開発する発想が大切。これは個別支援も地域支援も同じこと。

岩城）地域住民に包み隠さず、自分にできないこともきちんと言わないと協働は始まらない。住民に丸投げか、専門職の丸抱えかの二者択一になっているのが問題。

兼田）個別支援の専門職から相談に来てもらえる社協にならないと！

岩城）専門職は、要援護者の住む地域と、地べたでつながらないと本人を支えることにはならない。本人と地域は地べたでつながっているから。

●制度サービスと地域の深いミソ！？

兼田）民生児童委員からよく聞くのは、福祉サービス利用しはじめると専門職から本人の

情報が入らなくなって、知らない間に施設に入っていたとか、今まではゴミ出しを近所でしていたけど、ヘルパー利用になった途端に近所の人とかかわりがなくなったというパターン。

波多野) 本人もサービス利用しはじめると状況が変わって、意外と近所のかかわりが薄くなったことに気づかないこともあるかもね。

今井) デイサービスに行くとサロンに行けないという思い込みとか。本人も気を遣っている。

サロンに行きたいけどお風呂にも入りたくない人いたら、サロン行って、デイサービスのお風呂に行けばいい。



今井さん

井上) デイサービスは、本人の生活にとってやっぱり特殊な環境で、サロンは本人のそれまでの自然な流れの中にあるものだからサロンの参加を大切にしたい。

山本) 我々コミュニティワーカーもデイサービス利用者がサロンに参加できるというような住民理解を同時に作っておかないと。

● 専門家である前にひとりの生活者

岩城) 「専門家」は、自分でも知らないうちに権力志向になってしまいがち。まずは、それを打ち壊して価値観をひっくり返すことかな。

兼田) 「生活の視点」がやっぱり大切。専門職サイドの「相手の役に立たねばならない」という考えでやりすぎてもダメだし、かといってただ住民のそばにいるだけの専門職でもダメで、そのニュアンスがムズカシイ！



兼田さん

今井) 専門職が制度の持ち札で援助しようとせず、相手の生活を見て、当たり前生活に必要な援助をするということ。

岩城) ジェノグラムは得意やけどエコマップは苦手みたいなことがあるのかも。もっと「市民性」「素人性」を捉えるとソーシャルワークができるよね。

坂本) 生活の視点があれば、申請があがってこない援助しないということにはならない。

● 専門職が逃げないこと、かかわること

坂本) 大事なことは個別支援ワーカーも地域支援ワーカーも『逃げないこと』『かかわること』！この2つでしょう。

今井) 気になるけどかかわれなかったり、躊躇したりしてしまうことがあるもんなあ・・・(シミジミ)。

石原) あと、評価は本人や住民とちゃんと一緒にすること。

岩城) 住民が支えられない時は専門職が介入しないと住民の見守りはすすまない。介入の判断はプロの仕事。

今井) 個の課題をつなげて面にしていくプロセスで、個別支援ワーカーはまず、本人と地域住民の関係性に気づいて、それを支える。その上で、地域支援をする私たち社協職員などと協働して、岩城さん流に言えば本人と地べたでつながる地域の課題も一緒に考えることかな。

岩城) 24時間・365日専門職が見守るわけではない。個を支える地域づくりにつなげていかないと。

●住民に負担はかかって当たり前。専門職は一緒に汗かいて当たり前

岩城) 地域支援で「住民に負担はかかりません」とってはいけない(笑)。

石原) 抱え込むから負担になる。負担の減らし方を一緒に考えるということ。



石原さん

山本) 専門職の役割は、「住民から持ち込まれる課題を逃げずに受け止めること」と、その反対のように聞こえるかもしれないけど、「課題を住民に返すこと」。

岩城) 住民が“これは取り組まんとあかん”って思える返し方よね。根回しも大切。

兼田) 根回しは地域によって方法が違いますね。

山本) 根回しというより言葉としては『種まき』の方がしっくりくる。課題意識がどう芽生えるか、どんな肥料が必要か、時には造花も入れて。変化を読みながらアプローチをすることが、住民に丸投げしないこと。



山本さん

山本) あと、当事者の代弁することも専門職の大事な役割。

兼田) 『当事者のニーズ』『地域のニーズ』『賛同してくれる人』の3つを押さえていれば活動は外さない。

岩城) あとは・・・会議の後、すぐに帰らないとか(笑)。

兼田) 地域の主体性がどのくらいかを図るとか。

山本) 時には住民に言い返せる社協ワーカーにならないとね。

波多野) 住民のすごいところを『すごい!』と言う場面は大切にしている。

兼田) そうそう。やっている住民は“当たり前”と思っていることを評価して意味付けをしますね。

今井) 住民の言葉で評価する。

波多野) ある自治会長から「言葉で救われる」って言われたことがある。地域リーダーは、負担も責任も背負って動いている。地域支援のワーカーがそれに共感して、支えることも大切。



波多野さん

●社協コミュニティワーカーの役割

兼田) コミュニティワーカーは個別支援したらアカンと思っている人や社協があるかも。

石原) 逆に個別支援ワーカーからすれば、「地域」＝社協、地域包括支援センターにふるという発想があるかも。

坂本) 本人の生活を支える地域の世話焼きさんを支えるとか、地域の共助を高める時に、個別支援ワーカーと協働する部分を社協のコミュニティワーカーがつくっていくことも大切。

波多野) 社協のコミュニティワーカーがかかわることで、個別支援ワーカーと民生児童委員の関係がつながって動きやすくなると思う。



井上) 今、住民と専門職

で一緒に取り組もう

坂本さん

としている「ゴミ屋敷」

のケースは、こちらから個別支援ワーカーに「サービスだけでは難しいですか。一緒に動きませんか」と声を掛けたことが出発です。

支援が難しいことは一目瞭然で、正直、怖かったです。個別支援ワーカーと一緒に動く中で、僕らの考えや動きを理解してもらえたように感じています。一緒にご近所周りをして、住民さんや商店に見守りをお願いしたり、生活歴や近況の情報をお聞きしたり、デイサービス利用時の様子を見に行ったり。初めて個別支援ワーカーから、「地域担当職員に相談してもええんやね。実は、このケースも困っている」と相談がありました。今まで僕自身、「どうしたら個別支援ワーカーに理解してもらえるか」と悩んでいましたが、待っていてもだめですね。住民と出会ってもらうのはコミュニティワーカーの役割でもあると思います。

今井) 地域に問題を戻していく時に、解決策がなければ一緒に悩む、つくっていく。この関係は住民だけでなく多職種の専門職同士でも同じですよ。

山本) つながる場づくりがコミュニティワーカーの真骨頂！

あとは、情報とニーズを収集して発信し、福祉啓発することかな。課題はすぐに解決することもあれば、5、6年経っても、解決しないことがあるのが基本。響く鐘につぶやきながら、言い続けたいことはあきらめずに大事に持ち続けたいな。



▲座談会メンバー

兵庫県社会福祉協議会 小地域福祉活動実践研究会 委員名簿

区分	所属名	役職名	氏名
学識経験者	神戸学院大学 総合リハビリテーション学部	教授	藤井 博志
市町社協	伊丹市社会福祉協議会	地域福祉推進室	兼田 美紀
	豊岡市社会福祉協議会	但東地区センター主事	井上 義幸
	宝塚市社会福祉協議会	東地区担当課 地区担当 係長	山本 信也
	三木市社会福祉協議会	ボランティア活動プラザみき主査	坂本 幸枝
	加西市社会福祉協議会	地域福祉課	石原 雅紀
	淡路市社会福祉協議会	一宮支部福祉活動専門員兼社協計画推進担当主任	岩城 和志
	宍粟市社会福祉協議会	本部・一宮支部コミュニティワーカー	波多野 好則
	香美町社会福祉協議会	本所事業課長	今井 裕子

[事務局]

区分	所属名	役職名	氏名
兵庫県社協	地域福祉部	部長	馬場 正一
		副部長	荻田 藍子
		主任	高橋 操実
		主事	谷水 明子
		主事	西浦 耕太
		主事	前川 奈津子

※研究会では、滋賀県高島市社協から実践発表および資料を提供いただきました。
また、明石市望海在宅介護支援センターをはじめ県内外の福祉専門機関やボランティア団体、社協から事例・写真をご提供いただきました。あらためて、感謝申し上げます。

厚生労働省 社会福祉推進事業補助事業

見守り観が変わる、一歩すすむ!

見守り活動サポートブック

【発行日】2013(平成25)年3月25日

【発行】社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会
〒651-0062 神戸市中央区坂口通り1-1-1
兵庫県福祉センター内
TEL:078-242-4633 FAX:078-242-0297

【デザイン】商工印刷株式会社



～「无缘社会」から「支え合い社会」へ～